

(参考資料) 地域活性化・地域再生に資する施策一覧

(※) プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。また、◎は地域再生基本方針別表に掲載されている施策。

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)							
			雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他
地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。 また、支援措置の拡充として交付金の対象施設に第二種漁港の漁港施設を追加。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省								◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
官民パートナーシップ確立のための支援事業	地域の担い手のネットワークの形成のために、NPOと地方公共団体との協働事業を対象とした支援を地域再生計画と連動して行い、その中の優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として広く情報発信する。	内閣府		◎						
地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進する。 認定地域再生計画に基づいて特例措置を適用する。	内閣府	◎	◎						
地域における男女共同参画促進総合支援事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供や人材育成プログラムの開発、アドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府		◎						
再チャレンジ支援寄附金税制	再チャレンジ可能な社会を実現するため、高齢者・障害者等の再チャレンジを支援する会社への寄附金について税制上の措置を講じている。 認定地域再生計画に基づいて特例措置を適用する。	内閣官房 内閣府	◎	◎	◎					
地域活性化応援隊派遣制度	地域活性化応援隊派遣相談会の開催にあたっては、国の施策・制度や取組事例の紹介、ノウハウの提供等について、関係省庁や地域活性化伝道師の官民の専門家が一丸となって、各都道府県に出張相談するこれまでにない取組である。 平成20年12月1日現在、民間専門家等の有識者として234名の地域活性化伝道師を登録し、政府及び関係機関職員を約1,300名登録している。 また、これまで概ね2年間で述べ97都道府県で個別相談会を開催し、600件以上の相談に対応している。 平成21年度においては、地方連絡室の活動と連携して実施することとし、各地域ブロック単位で年間3回程度の効果的な開催を目指す。	内閣官房								○
地域活性化システム論	地域固有の知の拠点である大学における地域の担い手(学生・行政・NPO等)を対象とした講義等を通じ、地域課題への共通の問題意識を醸成するとともに、地域活性化に資する担い手の裾野を拡大。	内閣官房							○	
地方の元気再生事業	持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進。	内閣府								○

地域活性化総合情報サイト	地方再生の施策や取組事例等の情報を使いやすい形でインターネットにより提供する「地域活性化総合情報サイト」の活用を推進する。	内閣府															○
地域力再生機構の創設	地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構の創設(監督体制等の整備)	内閣府		○		○		○		○							○
地域防災拠点施設整備モデル事業	地方公共団体による地域防災拠点施設のモデル的整備の推進を支援することにより、全国における地域防災拠点整備を促進するとともに地域の防災安全性の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。 また、総合監視施設に必要な応急対策支援情報システム等を整備する場合などについても支援する。	内閣府						○									
科学技術による地域活性化	「科学技術による地域活性化戦略」(平成20年5月総合科学技術会議決定)の推進により、多様性のある地域科学技術拠点をグローバル型の科学技術拠点の形成を目指す。	内閣府															○
持続可能な観光地づくり支援事業	沖縄の観光地としての観光客の受入容量についての定量化手法の研究・確立を図るとともに、あわせて、市町村の自然環境等の保全に配慮した観光地づくりへの取組を支援する。	内閣府												○			
沖縄IT津梁パーク整備事業	高度ソフトウェア開発等の新しい情報通信産業の拠点となり、かつ、アジアとの津梁機能及び高度な人材育成の機能を備えるIT津梁パーク(B棟)を整備する。	内閣府													○		
沖縄イノベーション創出事業	沖縄における産学共同研究を推進することにより、大学等の研究開発の成果を沖縄地域経済の振興につなげる。	内閣府												○			
沖縄雇用最適化支援事業	(社)沖縄県建設業協会が窓口となって募集する土木業からの転職希望者を対象に、労働需要が供給を上回っている産業(建築業)への職種転向を可能にするための講習、研修を実施。	内閣府		○													
アジア青年の家事業	沖縄、沖縄以外の日本及びアジア諸国等の青年等が沖縄に参集し、沖縄における体験を通じて交流を行う。	内閣府										○					
沖縄離島振興特別対策事業	特産品加工施設等、産業振興や雇用の確保を通じて離島の活性化につながる施設設備等。	内閣府											○				
自然・伝統文化を活かした交流促進事業	沖縄の離島の文化、自然を保護・保全しつつ、観光等の産業振興に活かしていく取組を支援。	内閣府										○	○				
離島地域広域連携推進モデル事業	観光等の産業の振興や廃棄物処理など、離島間の広域連携が有効と考えられる事項について、実施に必要な調査等に係る支援を行うとともに、広域連携のモデル事業を実施。	内閣府										○	○				
離島活性化総合支援モデル事業	離島地域の住民が主体となった離島の産業振興等に資するための事業計画の策定及びその計画に基づく具体的な事業の実施に対して、専門家等を効果的に活用することにより、離島の産業振興等に資する担い手の育成等を図る。	内閣府												○			
高度観光人材育成モデル事業	将来の観光リゾート産業を担う人材の育成や経営者層の意識啓発に資する諸施策を実施することにより、観光人材の高度化を図る。	内閣府		○										○			

国際観光戦略モデル事業	沖縄県の海外重点地域である東アジア諸国に係る観光戦略モデルの試行・検証、欧米からの誘客も視野に入れた広域ルートでの観光戦略モデルの構築、試行、検証を行い、外国人誘客を促進する。	内閣府					○	○				
文化資源活用型観光戦略モデル構築事業	沖縄の文化観光資源を発掘するとともに、文化資源を活用したイベント連携等により、開催時期の平準化等の検討を行い、観光ボトム期の底上げや平均滞在日数の増加による観光産業の活性化を図る。	内閣府						○				
沖縄ソフトウェア信頼性確保支援事業	沖縄県内でソフトウェア開発やコンテンツ制作等を行うIT企業は、本土等の同業者からの下請けが比較的多く、付加価値の高い高度なIT産業へ発展させるには課題が多い。 本事業では、県内企業が生産するソフトウェアの品質、セキュリティ等を高め、企業の客観的な信頼性を向上させることにより、首都圏等からの受注の機会をさらに拡大するなど沖縄IT産業の競争力強化を図る。	内閣府						○				
おきなわ新産業創出投資事業	沖縄地域で研究開発・事業活動を行う情報、バイオ、環境分野等のベンチャー企業の急激な成長に必要な資金及び経営指導を提供するため、(財)沖縄県産業振興公社が民間ベンチャーキャピタル会社とともにベンチャーファンドを組成し、運営をベンチャーキャピタルに委託する。また、上記分野の初期段階のベンチャー企業の成長を促すため、研究開発に係る補助金を交付する。	内閣府						○				
雇用戦略プログラム推進事業	沖縄県の構造的な失業問題の改善を図るため、経営者等の意識改革、職場環境の改善、企業内人材のレベルアップ、若年者の就業意識の改善等の課題について、総合的・戦略的に取り組む。	内閣府	○									
BPO人材育成モデル事業	県内BPO企業で構成されるBPO産業協議会を設置し、県内一般求職者向けに、沖縄県とBPO産業協議会が連携し、企業の即戦力となり得る研修事業を協同で実施する。また、育成した人材を就職まで確実に繋げるためBPO企業合同面接会を開催する。	内閣府	○					○				
沖縄不発弾等対策事業	沖縄県内において、不発弾等に関する情報に基づき、計画的に不発弾等の探査発掘事業等を実施(沖縄県への補助事業)	内閣府										○
医師歯科医師等の派遣	沖縄県内の地方公共団体等が設置する医療施設等に対して、医師、歯科医師等を派遣する事業を実施	内閣府										○
無医地区医師派遣等	沖縄県内の離島・へき地の中核病院において不足が深刻となっている診療科について、専門医を派遣する事業等を実施(沖縄県への補助事業)	内閣府										○
沖縄科学技術大学院大学(仮称)構想の推進	恩納村の新キャンパスにおける研究教育活動に必要な施設・設備整備、研究教育事業の拡充を行う。	内閣府						○	○			
沖縄振興開発金融公庫の融資制度	沖縄県において、本土の政策金融機関の業務を一元的に取り扱う機関として、各種の融資を実施	内閣府	○		○			○				
風景づくり推進事業	「沖縄らしさ」を活かした県土づくりを進めるため、また、「住んでよし、訪れてよし」の観点からまちづくりと一体となった魅力的な観光地づくりを進めるため、県内各地域における沖縄らしい風景づくりを推進する。	内閣府										○
沖縄体験滞在交流促進事業	沖縄の特性を活かした滞在型、参加型観光を促進し、地域の活性化を図るため、地域外の住民が沖縄の恵まれた自然や独特の伝統文化を体験し、地域住民との交流を図ることが出来るように、市町村が地域住民の創意、工夫を活かして行う事業を支援する。	内閣府					○					

民間の資金、ノウハウを活用するPFIの推進	低廉かつ良質な公共サービスの提供を目的としたPFIの推進は、民間の事業機会の創出、行政財産の有効活用等を通じて経済の活性化にも資するものである。PFI推進委員会における今後の課題に関する検討の結果も踏まえつつ、地域におけるPFIへの取組支援に向けてPFIアニュアルレポートの作成等を通じPFIの一層の推進を図る。	内閣府								○		○
地域密着型金融の推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地でのシンポジウムの開催、広く実践されることが望ましい取組み等に対する顕彰等の施策を実施する。	金融庁								○		
地域安全安心ステーション推進事業	警察が犯罪抑止を目的として、消防、学校及び市町村と連携の下、活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援する。	警察庁		○								
イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化	地方公共団体が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベント等については、オープンカフェ等の経済活動も含め、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合があることから、イベント等における道路使用の許可手続が円滑に進められるよう、イベント等の実施に伴う周辺交通への影響に関する情報等の提供や、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化に協力する。	警察庁 国土交通省								○		
PTPSによるバス等の利便性の向上	バス等の大量交通機関を対象として、優先信号制御を行い、優先通行を確保することにより、利便性の向上を図るとともに、マイカーから公共交通機関への利用転換の促進を図るシステムを整備する。	警察庁										○
交通安全施設等整備事業	交通の安全と円滑を確保し、また、交通公害を防止することを目的として、信号機、道路標識、道路標示及び交通管制センターの設置を行う。	警察庁										○
放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務(確認事務)の民間委託	警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務(確認事務)の全部又は一部を公安委員会の登録を受けた法人に委託することができる。	警察庁	○									
テロ対策等の推進	テロの未然防止及び緊急事態への対処態勢の強化を図る。	警察庁										○
総合的な銃器・薬物対策の推進	厳しい銃器・薬物情勢に対応するため、資機材や特殊な捜査手法の活用を図るなどとして、総合的な銃器・薬物対策を推進する。	警察庁										○
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁								◎		
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁								◎		
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	公共施設への転用に係る既存の施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業であって、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用として認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省										◎

ふるさと融資の限度額 拡大	地方公共団体が(財)地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省							◎
地方自治法施行60周年記念貨幣等発行事業	地域の活性化等に資する観点から、47都道府県ごとの図柄による地方自治法施行60周年記念貨幣を順次発行するほか、これと連携して郵便事業株式会社においても記念の切手を順次発行する。	総務省					○		
地方分権振興交付金	地方自治法施行60周年記念貨幣の発行を契機として、記念貨幣を発行した各都道府県が行う地方分権振興、地域活性化の取組を支援するため、交付金を交付予定。平成21年度の対象は、茨城県、新潟県、長野県及び奈良県。	総務省					○		
コミュニティ・ベンチャー ファンド形成支援事業	地方公共団体が、コミュニティ・サービス事業者やいわゆるベンチャー企業等に投融資又は債務保証をするための資金として、公益法人等に出資又は貸付を行い、ファンドを形成する事業を支援(特別交付税措置)。	総務省	○	○			○		
地域文化デジタル化事業	地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツの作成に要する経費に0.5を乗じた額を特別交付税として交付。	総務省			○	○			
地域情報通信基盤整備 事業	地域文化デジタル化事業(デジタル・ミュージアム構想)のためのシステムの整備(ハード事業に限る。)に対して地域活性化事業債の対象とする。	総務省			○	○			
定住自立圏構想推進事業	中心市と周辺市町村が協定に基づき相互連携する「定住自立圏構想」を推進するため、有識者によるアドバイザリーボードを設置し、先行実施団体等の取組における協定・圏域・支援措置等に係る課題について助言を行うとともに、本構想についての地方公共団体の理解を深めるための市町村長等会議を行う。	総務省							○
頑張る地方応援プログラム (地域人材力活性化事業)	地方自治体の多様なニーズに応じ、先進市町村や民間の人材の紹介、派遣等を実施し、地域の人材の育成・活性化を支援。	総務省							○
頑張る地方応援プログラム (財政支援措置)	地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる(3,000億円程度) ・市町村がプロジェクトに取り組むための経費について、特別交付税措置(500億円程度)。 ・製造品出荷額等の成果指標が全国平均以上に向上した市町村及び都道府県に対し、普通交付税の割増措置(2,200億円程度)。 ・企業立地促進に係る地方交付税措置(減収補てん措置等)(300億円程度)。	総務省							○
地域再生マネージャー事業	市町村の地域再生に係る取組に当たって、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材に係る情報を市町村に提供し、市町村が当該企業等を選定し地域再生に係る取組を推進する。	総務省		○					
中心市街地再活性化特別 対策事業	中心市街地活性化を目的としたソフト事業に対して、特別交付税措置を実施し、同じくハード事業に対して地方債の起債を認める。	総務省					○		

商店街等振興整備対策	商店街振興を目的としたソフト事業に対して、特別交付税措置を実施し、同じくハード事業に対して地方債の起債を認める。	総務省					○		
都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進事業	子どもに農林漁家等における宿泊体験や自然体験の機会を提供する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進するため、先進的な取組事例や施策の概要等について情報提供を行うことを通じて、地域の自主的な取組を支援するための研修事業等を実施する。	総務省	○		○	○			
地域コミュニティの再生等事業	地域コミュニティの再生を図るとともに、複数の地域コミュニティが連帯し、その機能を存分に発揮するための基盤を構築していくことを目的として、地域コミュニティに関する先進的な取組についての調査・研究や全国的な情報提供等を実施する。	総務省		○					
都市から地方への移住・交流の促進に関する調査	団塊世代や子育て世代等の都市住民の移住・交流に係る多様なニーズに的確に対応するため、実証実験を通じて、移住・交流の受入システムを構築するための調査を行う。	総務省				○			
過疎地域集落整備事業費補助金(過疎地域集落再編整備事業)	Uターンや定住促進のため、定住促進団地の整備や空き家活用事業等に要する経費に対する補助を行う。	総務省							○
過疎地域の自立活性化推進に関する調査	集落の活性化、地域内交通維持など、過疎地域の喫緊の諸課題に対応するための調査を行う。	総務省							○
地域間交流施設整備事業	都市等との地域間交流を促進するための施設整備等に対する補助を行う。	総務省				○			
集落の在り方の検討	集落状況把握・点検の実施、集落の在り方についての住民と住民、住民と市町村による話し合いを促進する。また、これらの対策を支援する集落支援員等の設置を促進する。	総務省							○
公立病院の経営改革と財政措置の充実	・総務省は「公立病院改革ガイドライン」を示し、地域において必要な医療提供体制を確保するため、平成20年度中に公立病院改革プランを作成し、公立病院改革に積極的に取り組むことを要請。 ・近年の公立病院をめぐる経営環境の変化を踏まえ、平成21年度以降、公立病院に係る地方交付税措置額を大幅に拡充し、公立病院の健全経営と必要な地域医療の確保の両立できるよう支援。	総務省							○
高規格救急自動車の整備促進	救急患者の安全・安静な搬送のため、救急救命士が搭乗し高度な救急資機材を搭載した高規格救急自動車の整備促進を図るため、20年度から22年度までの3カ年において防災対策基盤整備事業債を用いて高規格救急自動車の整備を図るとともに、地方交付税措置にて搭乗する救急救命士の養成を促進する。	総務省							○
消防と医療の連携促進	救急搬送において選定困難事案が多発していることを受け、円滑な救急搬送・受け医療体制を確保するために、消防機関と医療機関が定期的に協議する仕組みの構築を図り、協議機関において具体的な連携方策について検討するシステムを作る。	総務省							○
市民の救急相談に応じる窓口の設置(救急安心センターモデル事業)	市民が救急車を呼ぶべきか否かを迷う場合の不安に答える救急相談窓口を24時間、365日体制の消防機関に設置するとともに、相談業務と各消防本部の指令センターとの連携を図ることにより、ワンストップによる円滑な救急業務を推進する。平成21年度においてはモデル事業として3カ所において実施を行う。	総務省							○

民間事業所における自衛消防力の確保	○消防法改正による制度のスムーズな導入とより一層の事業の推進を行う。 ・防火防災管理体制の普及促進 ・優良事例の紹介・表彰制度の推進 ・消防本部への技術的支援の推進 ○大規模地震に対応した消防用設備等のあり方の検討を行う。 ・消防用設備等の耐震措置の検討 ・避難誘導システムの検討	総務省																○	
全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)の整備推進事業	弾道ミサイル発射情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムの整備として、システムの高度化、安定化を図る。	総務省																	○
震度情報ネットワークシステムの高度化	地方公共団体における迅速な初動対応及び広域応援体制確立のための震度情報の取得並びに住民、企業、防災関係機関等への情報伝達の役割を担う震度情報ネットワークシステムは、老朽化による更新とともに、通信の高速化、大容量化等が必要とされており、システムの施設・設備の更新・高度化を促進する。	総務省																	○
防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進	地震発生時において、利用者である住民等の安全確保を図るとともに、地方公共団体の円滑な災害応急対策の実施を確保するため、災害対策本部や避難場所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化を促進する。	総務省																	○
消防団の充実強化	地域防災の要としての消防団の役割が一層期待される中で、機能別団員・分団制度の活用、「消防団協力事業所表示制度」の導入を積極的に推進することで消防団員の活動環境を整備するとともに、全国的な広報活動を行うことで住民の消防団活動への理解向上を図る。 このことにより、消防団員減少に歯止めをかけ、消防団員確保による地域防災力の向上を図る。 ＜達成目標＞ ○ 消防団員 100万人 ○ 女性消防団員 10万人	総務省							○										
消防団の新戦力の確保	消防団の新戦力を確保するため、事業所、大学等に対する被雇用者、女性、学生の入団促進の働きかけを行うとともに、消防団活動の円滑化のため事業所における活動環境の整備や学生の活動参加の支援を行う。さらに、将来の地域防災の担い手となる児童・生徒を対象とした地域防災スクール(仮称)の実施、少年消防クラブ活動の拡充強化を推進する。 また、「消防団員確保アドバイザー制度」の全国展開を推進し、消防団員確保の取組みを強化する。 このことにより、消防団員減少に歯止めをかけ、消防団員確保による地域防災力の向上を図る。 ＜達成目標＞ ○ 消防団員 100万人 ○ 女性消防団員 10万人	総務省								○									
自主防災組織の充実強化	地域の安心・安全を確立し、地域防災力を向上させるために、近隣の自主防災組織や関係団体等との連携による自主防災活動等の普及啓発を図るとともに、都道府県・市町村での自主防災組織連絡協議会設置を促進し、自主防災組織の育成・充実を図る。	総務省																	○
市町村の消防の広域化	消防の広域化を検討・推進する市町村等への「消防広域化推進アドバイザー」の派遣や「都道府県広域化セミナー」の開催、各都道府県が策定した広域化推進計画を収集・分析した「都道府県・広域化推進計画便覧(仮称)」の作成・配布、広域化対象市町村による広域消防運営計画の策定の支援等により消防の広域化を推進する。	総務省																	○

消防防災施設の整備	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等における耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備を支援する。	総務省																		○
緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の基本計画に基づき、引き続き部隊及び装備のより一層の充実を図る。また、東南海・南海地震を想定した全国消防応援活動調整本部運営訓練、地域ブロック訓練を実施し、部隊運用及び指揮・連携能力の強化を図る。	総務省																		○
「ユビキタス特区」事業の推進	平成20年1月に創設した「ユビキタス特区」において、通信と放送、固定と移動を融合・連携させ、ICTによる新たな価値創造につながる実証プロジェクトを推進し、他国とも連携して日本主導による国際展開可能な「新たなモデル」を確立する。さらに、平成21年度からは、地域再生・産業創造、都市の国際競争力強化等を目的とするプロジェクトを実施し、ICTによる成長力強化の実現を図る。	総務省																		○
低炭素社会実現ICT推進事業	ICT利活用によるCO2削減効果の評価手法の確立及びその国際標準化に重点を置き、我が国による世界的なCO2削減への取り組みに貢献し、2050年にCO2排出を半減する「低炭素社会」の実現に寄与しようとするものである。	総務省																		○
情報通信人材研修事業支援制度	情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材の研修事業に必要な経費の一部を助成することにより、地方や中小企業を含むそのような研修の受講が困難な者へ研修機会を提供する。	総務省																		○ ○
多様なネットワーク環境におけるIPTV伝送技術の実証	容量や品質など、様々な条件において多様なネットワーク環境において、地上デジタル放送のIP再送信も含めたIPTVサービスを実現するための実証を推進することにより、デジタルコンテンツのウィンドウの多様化を促進し、地域情報の発信や、地域内情報流通の活性化及び地域メディアの育成などを通じた地域活性化へ貢献する。	総務省																		○
地域ICT利活用モデル構築事業	平成21年度においては、地方再生に資するテーマ(安心・安全、遠隔医療など)について、平成19年度及び平成20年度からの継続案件を実施するとともに重点分野につき、新たな「地域ICT利活用モデル」の構築を市町村、都道府県等に委託する。併せて、「地域ICT利活用モデル」の全国展開のため、前年度に引き続き普及促進活動等を実施するとともに、独自に実績を上げているICT利活用事業のビジネスモデル・ノウハウ等の成果の普及展開を促す。	総務省																		○
地域情報化アドバイザー派遣体制の整備	平成21年度においては各種ICTインフラ整備施策等と併せ、地域の要請に基づき、「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣。支援地域の地域情報化プロジェクトを総合的にサポートする。地域情報化プロジェクトの組成、実行の各段階において民間有識者の評価会による第三者的な評価を実施。プロジェクトの成果は出版、セミナー等で広く公開し、他地域へのノウハウの普及を図る。	総務省																		○
地域情報プラットフォーム推進事業	平成21年度においては、地域の様々な公共情報システムの相互接続・連携等を通じて地域の活力を高めるため、次世代地域公共情報システムの標準仕様(地域情報プラットフォーム)に準拠したシステムの実証実験を行い、ICT利活用による引越・退職、医療・健康及び防災等の公共情報サービスや次世代電子行政サービス基盤の早期実現・普及のための課題や解決策の提示を行う。	総務省																		○
地域情報通信基盤整備推進交付金	FTTH、ケーブルテレビ、ADSL、衛星など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援。	総務省																		○

地域イントラネット基盤施設整備事業	学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。	総務省											○
ICT地域活性化ノウハウの全国普及等	ICT活用ノウハウの全国普及のため、「U-Japanベストプラクティス」として幅広くICT地域活性化事例を募集し、優秀事例を顕彰する。併せて「ICT地域活性化ポータルサイト」の機能拡充をはかることにより知見・ノウハウの幅広い普及を図る（検討中）。	総務省											○
テレワーク環境整備税制	テレワーク設備導入の際の固定資産税の軽減措置	総務省	○		○							○	
テレワーク共同利用型システム実証実験	平成20年度に引き続きテレワーク共同利用型システムの実証実験を実施。また、我が国の世界最高水準のネットワーク環境を最大限に活用した、次世代高度テレワークシステムの構築に向けた実証実験を実施。	総務省	○		○							○	
地上デジタル放送への完全移行のための総合対策の推進	2011年7月24日の地上デジタル放送への移行期限まで残りわずかとなり、残された期間で国民に円滑にデジタル放送に移行していただく観点から、国民への説明・相談体制等の強化、受信機器購入の支援等、送受信環境の整備等、必要な施策を実施。	総務省											○
ふるさとケータイ創出推進事業	携帯電話の活用により、地域の高齢者や子どもの安心（医療・介護・健康・安全）をサポートするサービス等を行う「ふるさとケータイ」（地域を支援するMNVO）の創出を推進することにより、地方の再生及びユビキタス社会の構築を実現する。	総務省											○
電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成	光ファイバ等のブロードバンド基盤整備のため、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けている事業者が行う投資に対する融資に係る利子につき、(独)情報通信研究機構を通じて事業者に対して助成金を交付。	総務省											○
電気通信基盤充実臨時措置法に関連する税制	光ファイバ等のブロードバンド基盤整備の整備促進を図るため、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けている事業者が対象設備を取得した場合に、固定資産税の課税標準の圧縮等が認められる。	総務省											○
携帯電話の不感地帯の解消（無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業））	携帯電話等のエリア拡大に必要な伝送路と基地局の整備に際し、国がその整備費用の一部を補助する。	総務省											○
地域WiMAXの導入による地域活性化	市町村程度の区域を対象として周波数を割り当て、WiMAX技術を用い、地域の特性に応じた高速の無線ブロードバンドシステムの整備を推進。これにより、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や地域のニーズに応じた多様なアプリケーションが実現され、当該地域の経済活動の活性化、生活基盤の向上に寄与することを目的とする。なお、携帯電話等エリア整備事業の一環として、本システムの整備に必要な伝送路と基地局の整備に際し、国がその整備費用の一部について補助を予定（平成21年度予算要求）。	総務省											○
戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）	ICT分野のイノベーションを生み出すことを目指し、獨創性・新規性に富む研究開発を支援する競争的資金制度。本制度のうち「地域ICT振興型研究開発」プログラムにおいて、ICTの活用により地域社会の活性化を図るために、地域の大学や中小企業等の研究者が提案する研究開発課題へ資金を支援。	総務省								○	○		
最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築	全国の主要な研究拠点を結んだ、超高速・高性能な研究開発テストベッドネットワークを基盤とする最先端の研究開発を構築し、情報通信分野の先端的な研究開発や実証実験等を促進。	総務省					○						

地域における情報通信技術に係る地域連携及び促進に係る経費等	地域における科学技術の振興強化、地域内・地域間における産学官連携等の推進を図るため、各地域における情報通信技術の活用方策等を検討するとともに、当該方策の周知・啓発を実施する。	総務省					○				
自動音声翻訳技術の研究開発	どのような会話の内容でも、正確でより自然な音声翻訳を可能とする基本技術の研究開発を行う。これにより、海外からの観光客と直接会話ができるようになり、観光交流の促進に資する。	総務省					○				
高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発	少子高齢化社会における様々な社会的課題等の解決に資するため、ユビキタスネットワーク技術との一層の融合を図りつつ、B2Bサービス(商業施設などにおける案内や情報提供等)からB2Cサービス(家庭内における見守りや生活支援等)まで、特に高齢者や障害者を対象としたロボットサービスに必要な機能を実現し、その幅広い普及促進を目指す。	総務省			○						
ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発	ユビキタスネット社会の実現に向け、いつでもどこでも誰でも、その場の状況に応じた必要な情報通信サービスを簡単に利用可能とするための端末技術、ネットワーク技術等の研究開発等を推進。	総務省						○			
災害情報通信システムの研究開発等	「災害情報通信システム」の構築を推進するため、災害時にも確実な通信を確保できる地上／衛星共用携帯電話システムの研究開発等を推進。	総務省									○
外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件(在留実績期間)の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省							◎	◎	
外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省							◎	◎	
登記所備付新規地図作成	経済財政改革の基本方針2008において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第5章の「3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等」の項に盛り込まれているところ、都市部における地図と現地が著しく相違している地域(地図混乱地域)については、毎年度、膨大な面積の地籍調査の実施が課せられている国土調査に基づく地籍調査の主体である市町村が、積極的に事業計画に入れることは事実上困難であることから、都市部における公図と現地が著しく相違している地図混乱地域については、公図と現地の乖離状況を最もよく承知し、解決方法を熟知している法務局自らが主体となって計画的に登記所備付地図を作成する。	法務省								○	
地籍調査実施協力	経済財政改革の基本方針2008において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第5章の「3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等」の項に盛り込まれているところ、都市部における地籍調査について、市区町が主体となって国土調査法に基づく地籍調査を実施する場合には、筆界未定を解消するなど地籍調査の円滑な推進を図るため、一筆地調査の立会等に法務局職員が積極的に協力する。	法務省								○	

筆界特定制度実施	経済財政改革の基本方針2008において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第5章の「3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等」の項に盛り込まれているところ、都市部における地籍整備を推進するためには、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、もって筆界をめぐる紛争の解決に資するための制度が必要となることから、土地の筆界特定制度を創設することを主な内容とする不動産登記法等の一部を改正する法律（平成17年法律第29号）が平成17年4月13日に公布され、平成18年1月20日から施行されている。	法務省								○					
都市再生街区基本調査成果図整備	経済財政改革の基本方針2008において、「都市部における地籍整備を推進する」ことが、同方針第5章の「3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等」の項に盛り込まれているところ、都市部における地籍整備を推進する目的に平成16年度を初年度とする都市再生街区基本調査が国土交通省において実施された。今後は、その成果データが登記所に送付されてくることから、所要の調査・検証等を行い登記所備付地図や比較的精度の高い地図に準ずる図面として登記所に備え付ける。	法務省									○				
観光立国実現のための出入国審査の充実	職員が常駐していない地方空港に近隣の出張所などから出入国審査を行う職員を派遣する取組や、地方空港への乗り入れ便が多い韓国に川空港及び台湾桃園空港に職員を派遣し事前審査（プレクリアランス）を行うことにより、本邦到着時の審査時間を短縮する取組を実施するとともに、概ね2000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船について、入港前に船上にて上陸審査を行うことにより、到着港における長時間に及び上陸審査待ち時間を解消する取組を強化する。	法務省								○					
大使・総領事等の地方訪問	わが国地方自治体と姉妹都市交流や友好交流のある外国都市・地域を管轄する大使・総領事が、一時帰国等の機会を利用して、わが国の都市又はつながりの深い地方を訪問し、自治体関係者等に対する理解増進により、地方の国際交流活動の促進を支援するもの。さらに、任国・地域の投資誘致や姉妹都市交流等に関する情報を収集し、速やかにわが国の自治体に提供することにより、地方の国際的取組の支援を行い、地域の活性化に貢献するもの。また、一時帰国時のわが国地方訪問を通じて得た情報等を任国・地域の地方国際担当幹部などにフィードバックする。	外務省								○	○				
地方外交プラザの構築と拡充	今年度中に完成する「地方外交プラザ」は、「グローバル外交ネット」と名称を変更し、地方自治体にとって、より活用しやすいコンテンツを作成していく。現在47都道府県及び17政令市のみを対象としてきたが、来年度以降、東京都内全市区役所及び東京事務所を有する政令市以外の市役所等まで対象を拡大する。	外務省								○	○				
外務大臣主催国際交流活動支援に関する意見交換	例年、6月の全国市長会総会、11月の政府主催の全国知事会が開催され、その機会を捉え、低迷がちな国際交流活動を協力を牽引する首長たる知事、市長等自治体関係者による国際交流活動支援を激励する外務大臣主催の意見交換会を開催する。	外務省								○	○				
外務副大臣主催国際文化交流促進事業及び地方と外務省とのタイアップ会議に関する意見交換	地方自治体の国際交流主管課長を対象とした国際交流主管課長会議を開催し、外務省の有する情報等を提供しながら、地方自治体の国際交流や経済交流等の現状や課題等につき意見交換を行う機会を提供する。また、地方自治体が関心を示しているテーマに沿ったタイアップ会議を開催し、有識者による講演会をはじめ、NPO関係者とのパネルディスカッション及び参加者との質疑応答を行い、地域レベルで行われる国際交流や経済交流の一層の推進に資する。	外務省								○	○				
駐日各国大使夫妻の地方視察プログラム	駐日各国大使夫妻の地方視察プログラム。年1回実施。	外務省								○					

駐日外交団ホームステイプログラム	駐日外交官が家族と共に日本の家庭に滞在するプログラム。年1回実施。	外務省						○				
公式実務訪問賓客及び実務訪問賓客の地方訪問	公式実務訪問賓客及び実務訪問賓客の本邦滞在中における地方視察を促進する。	外務省						○				
在日外国人の社会統合に関するワークショップ	在日外国人問題に関わる地方自治体担当者、NGO関係者等も対象にしたワークショップを開催し、ケースワーカーの養成等の具体策を通じた在日外国人問題の解決に寄与する。	外務省										○
日本の魅力発信と訪日観光旅行促進	諸外国に於いて日本の魅力を発信し、観光誘致を促進するためテレビ番組を作成・放映するとともに、訪日旅行をテーマとした広報講演会の実施や観光フェアへの出展。	外務省						○				
APEC第1回高級実務者会合(SOM1)	APECに参加している21の国及び地域の各エコノミーの高級実務者が一堂に会する一回目の会合であり、2010年日本開催APECの主要議題に関し議論する。(2010年2月開催予定。但し、開催場所未定・14日間)	外務省							○			
税関における水際対策	不正薬物・銃器等の密輸取締りの強化を図る。	財務省										○
臨時開庁手数料の廃止・手続の簡素化	平成20年度改正において、空港・港湾の深夜早朝利用を推進する観点から、臨時開庁手数料を全面的に廃止するとともに、職員が常駐している時間帯における申請手続を廃止する等の見直しを行い、本年4月1日より実施している。	財務省						○				
科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向けて、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を創出する拠点を形成する。	文部科学省								◎	◎	
都市エリア産学官連携促進事業	地域の個性を重視して、大学等の「知恵」を活用し新事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指す。	文部科学省								◎		
「文化芸術による創造のまち」支援事業	地域における文化リーダー（指導者）や文化芸術団体の育成、地域の文化芸術活動の発信・交流、大学と地域との交流・連携の促進を通じて、地域の文化芸術活動の活性化と環境づくりを図る取組を支援する。	文部科学省					◎					
国立大学法人における地域振興・地域貢献関連事業（学術研究関係）	国立大学法人が、地域における「知の拠点」として教育研究機能の充実を図るとともに、その力を活用して地域の活性化等にご貢献する意欲的な取組を支援する。	文部科学省									◎	
目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）	社会や地域のニーズに応じて、スペシャリスト育成のために先導的な取組を行う専門高校等に対する支援を行うことを通じて、職業教育の拠点としての専門高校の活性化を図り、将来の専門的職業人を育成する。	文部科学省								◎		
公立学校施設の耐震化等整備	児童生徒及び地域住民の安全を確保するため、学校施設の耐震化等を推進する。このため、地方公共団体の行う公立学校の耐震改修等への国の助成を行う。特に、大規模な地震により倒壊等の危険性の高い(1s値0.3未満の)公立小中学校施設(約1万棟)について、平成20年度から24年度までの5年間で耐震化するという政府の方針を1年前倒しし、加速化を図る。	文部科学省										○

公立小中学校の統合に伴う学校施設の整備	公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担する。	文部科学省																		○	
環境を考慮した学校施設の整備	公立学校の施設整備における環境配慮方策として、環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備を推進する。	文部科学省																			○
大学等の施設の再生による地域再生の推進	大学等の施設について、耐震性を向上させるなど安全・安心な環境への再生等を推進する。	文部科学省																			○
学校施設の安全対策推進事業	学校施設の安全対策に関する調査研究を実施し、学校施設の安全対策について検討を行うとともに、これまで実施してきた安全対策の取組を普及・啓発することにより、学校施設の安全対策の一層の推進を図る。	文部科学省																			○
放課後子ども教室推進事業	すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等の機会を提供する取組を全国の小学校区での実施を目指し、推進する。	文部科学省																			○
優れた社会教育重点推進プラン	地域が抱える課題を解決するために、社会教育施設など様々な機関・団体によるコンソーシアムが実践する優れた社会教育の取組を重点的に推進し、全国的な普及を図り、地域の教育力の向上を目指す。	文部科学省																			○
学校支援地域本部事業	地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援する。	文部科学省																			○
図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業	図書館を活用した「地域の知の拠点」づくりや、博物館の館種を超えたネットワークを構築し、内外の図書館・博物館の実態や先進的取組等の調査を行うことにより、住民の学習活動支援を推進する。	文部科学省																			○
へき地児童生徒援助費等補助金	引き続き、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立の小・中学校（へき地学校等）の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講ずる。	文部科学省																			○
高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究	高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育の充実、外部の専門的な人材の配置及びその活用方法、卒業生及び中退者への支援の在り方についての調査研究を図る。	文部科学省																			○
発達段階に応じたキャリア教育支援事業	児童生徒が勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択・決定できるようにするため、小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発等の調査研究を実施する。	文部科学省																			○
豊かな体験活動推進事業	児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、農山漁村における宿泊体験活動をはじめとして、社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を全国に普及させることにより、学校における豊かな体験活動の推進を図る。	文部科学省																			○
地域産業の担い手育成プロジェクト	専門高校と地域産業界が連携（協働）して、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成する取組を関係省（経産省、国交省、農水省）と共同で実施する。	文部科学省																			○

大学教育・学生支援推進事業	平成19年度までに現代的教育ニーズ取組支援プログラムの公募テーマ「地域活性化への貢献」で選定された取組を継続的に支援する。（現代的教育ニーズ取組支援プログラムを発展的に統合した質の高い大学教育推進プログラムを再編し、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムと統合した大学教育・学生支援推進事業を新たに創設。）	文部科学省								○			
大学教育充実のための戦略的連携支援プログラム	複数の大学の連携・協同によって、教育の質保証、地域と一体となった人材養成等を行い、大学の特色化や機能別分化を支援する。	文部科学省								○			
大学病院連携型高度医療人養成推進事業	大学病院が若手医師にとって魅力ある場として活性化するため、複数の大学病院が緊密に連携・協力して、それぞれの得意分野の相互補完を図り、循環しながら質の高い専門医や臨床研究者を養成する取組を支援する。	文部科学省											○
産学連携による実践型人材育成事業(うち「ものづくり技術者育成」)	大学等を対象に、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び技術を併せ持ったものづくり技術者の育成を支援する。	文部科学省											○
国立大学法人における地域振興・地域貢献関係事業(学術研究関係を除く。)	国立大学法人が、地域における「知の拠点」として教育研究機能の充実を図るとともに、その力を活用して地域の活性化等へ貢献しよう的意欲的な取組を支援する。	文部科学省											○
周産期医療環境整備事業	地域医療の「最後の砦」としての大学病院における周産期医療体制と、その人材育成機能の強化を図るため、「大学病院の周産期医療体制整備計画」に基づき、NICU(新生児集中治療室)などの医療環境を整備する。併せて若手医師や女性医師の復帰支援、助産師養成環境の整備を行う。	文部科学省		○	○	○	○			○			
私立大学戦略的研究基盤形成支援事業	私立大学が行う研究拠点形成を図る研究や大学の特色を活かした研究、地域に根差した研究について補助する。	文部科学省											○
私立学校教育研究装置等施設整備費補助エコキャンパス推進事業	環境へ配慮した施設づくりとこれを活用した環境教育を一層推進するため「私立学校エコスクール推進モデル事業」を見直し、「エコキャンパス推進事業」を実施し、私立学校において必要な経費を補助する。	文部科学省											○
知的クラスター創成事業(第Ⅱ期)	地方公共団体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力ある技術革新のための集積(知的クラスター)の創成を目指す。	文部科学省											○
知的クラスター創成事業(グローバル拠点育成型)	国際的に強み・特徴のある研究ポテンシャルや技術的にコアとなるシーズを活かし、グローバルな展開を図ることにより、国際競争力を持った地域クラスターを育成しグローバル拠点の形成を目指す。	文部科学省											○
地域イノベーション創出総合支援事業	全国に展開しているJSTイノベーションプラザやサテライトを拠点として、シーズの発掘から実用化に向けた研究開発を切れ目なく行うことにより、地域におけるイノベーション創出を目指す。	文部科学省											○
安全・安心科学技術プロジェクト	重要研究開発課題の研究開発を進めることにより、国家安全保障、国民生活の安心と安全確保への貢献を目指す。平成20年度から「災害時における地域の安全・安心確保のための情報システムの構築」を実施。	文部科学省											○

次世代スーパーコンピュータの開発利用	「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に基づく共用施設として、現在、開発主体である理化学研究所が神戸市ポートアイランド地区に次世代スーパーコンピュータを整備中である（平成22年度末に一部稼働、平成24年に完成予定）。本施設は、情報科学技術のみではなく、ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、ものづくり、環境、防災、航空・宇宙等広範囲の研究開発における活用が見込まれ、産業界を含むあらゆる分野の研究者等への共用に供することにより、我が国の科学技術の振興や国際競争力の向上、新産業の創出等に大きく寄与するものである。	文部科学省					○			
「大強度陽子加速器施設（J-PARC）」による物質・生命科学及び原子核・素粒子物理学研究の推進	日本原子力研究開発機構と高エネルギー加速器研究機構が両者のポテンシャルを活かし、共同して加速器計画を推進（建設地：茨城県東海村）。世界最大強度の中性子源を用いて21世紀の物質・生命科学研究を展開し、経済・社会の発展に貢献するとともに、K中間子、ニュートリノ等の二次粒子を用いて、自然界の基本原理を探求する原子核・素粒子物理学を展開。これにより、茨城県東海村において世界最高強度の陽子ビームを地域の中核として幅広い利用に供し、中性子利用をはじめとする多彩な量子ビーム研究を展開。茨城県によるビームラインも設置され、新産業の創出を目指す。	文部科学省					○	○		
X線自由電子レーザー装置の開発利用	現在の10億倍を上回る高輝度のX線レーザーを発生し、原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究施設を平成23年度からの共用開始を目指して整備する（建設地：兵庫県播磨科学公園都市）。また、ライフサイエンス分野やナノテクノロジー・材料分野など、様々な科学技術分野に新たな研究領域を開拓し、欧米に先んじる成果の創出を目指す。これにより、世界最高レベルのX線レーザーを、地域の中核として幅広い利用に供し、ライフサイエンスや材料・ナノテクノロジーをはじめとする様々な科学技術分野に新たな研究領域を開拓し、新産業の創出を目指す。	文部科学省					○	○		
大型放射光施設（SPring-8）の運営体制の構築	光速近くまで加速した電子の進行方向を磁石などによって曲げたときに発生する高輝度・高指向性の電磁波（放射光）を、材料科学や生命科学等の様々な分野で利用。平成9年10月に供用を開始し現在、ビームラインの最大設置可能数62本のうち全体の約4分の3にあたる、49本のビームラインが稼働し、本格的な研究活動を展開。（建設地：兵庫県播磨科学公園都市）これにより、世界最高性能を誇る大型放射光施設（SPring-8）として、兵庫県播磨科学公園都市において兵庫県立大学や兵庫県立先端科学技術支援センター、兵庫県放射光ナノテクセンター等とともに光科学技術を中心に産学連携研究を推進。	文部科学省					○	○		
産学官連携拠点の形成支援	「経済財政改革の基本方針2008」等に基づき、産学官が有機的に連携して人材育成・基礎研究から事業化・商業化までの活動を推進し、持続的・発展的なイノベーションを創出する産学官連携拠点の形成を支援する。そのための関連施策を有機的に組み合わせて総合的・集中的に実施する。 関連施策（文部科学省：再掲有） ・知的クラスター創成事業（グローバル拠点育成型） ・都市エリア産学官連携促進事業 ・産学官連携戦略展開事業（産学官連携拠点の形成支援） ・研究成果最適展開支援事業	文部科学省					○	○		

総合型地域スポーツクラブの育成・支援	子どもから高齢者まで、地域住民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる場となる「総合型地域スポーツクラブ」の全国展開を一層推進するとともに、スポーツに関する様々な課題を解決するためのモデル事業を実施する。	文部科学省			○									
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	スクールガード・リーダーによる巡回・学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、新たに、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。	文部科学省			○									
防犯教室推進事業	防犯や応急手当等についての訓練等を実施する防犯教室の開催を推進するため、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会を実施する。	文部科学省			○									
青少年体験活動総合プラン	次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進する。	文部科学省			○		○							
文化カプロジェクト(関西元気文化圏)(九州・沖縄から文化カプロジェクト)	各地域の持つ文化力を活かし地域社会全体の活性化を図るため、プロジェクトの認知促進及び参加事業の登録を受け付けるためのWebサイトを運用する。	文部科学省												○
文化芸術創造都市の推進	文化芸術の持つ創造性を活かして産業振興や地域の活性化に取り組んでいる都市やこれから取り組もうとしている都市を支援するため、情報収集・提供、施策分析及び研修の実施等を通じて国内ネットワークを構築し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤を形成する。	文部科学省			○									
本物の舞台芸術に触れる機会の確保	子どもたちが優れた舞台芸術に直接触れる機会を提供するとともに、芸術文化団体による実演指導やワークショップを開催し、次代を担う子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。	文部科学省			○									
舞台芸術の魅力発見事業	質の高い舞台芸術の全国展開を促し、鑑賞機会の充実を図るとともに、舞台を楽しむための工夫や演出を加えて新たな観客層を開拓する。	文部科学省			○									
文化芸術による創造のまち」支援事業	全国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図る。	文部科学省			○									
地域人材の活用による文化活動支援事業	地域の文化芸術人材を活用し、学校での文化芸術にかかる指導、放課後や休日等における文化芸術活動を地域ぐるみで支援する体制を整備する。	文部科学省			○									
芸術拠点形成事業	公立文化会館や劇場等が実施する自主企画・制作の公演等を支援する。	文部科学省			○									
学校への芸術家等派遣事業	優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、優れた技の披露や、文化活動のすばらしさ等についての講話を通して、子どもたちの芸術への関心を高める。	文部科学省			○									
伝統文化こども教室事業	次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する。	文部科学省			○									
ふるさと文化再興事業	地域において守り伝えられてきた個性豊かな伝統文化の発展、継承のため保存団体が実施する事業を支援する。	文部科学省			○									

文化財総合的把握モデル事業	市町村が文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための基本構想(「歴史文化基本構想」)を策定するための指針を国が作成するに当たり、方向性や課題を明らかにするためのモデル事業を実施する。	文部科学省		○														
史跡等総合整備活用推進事業	各地域の中核となりうる史跡等の復元的整備や、ガイダンス・体験学習等の設備整備を行うことで、文化財を活用した地域づくりに貢献する。	文部科学省		○														
文化財建造物保存修理事業	地域の貴重な財産である国宝・重要文化財(建造物)の保存修理を実施し、公開活用を図ることで、文化財建造物を活用した魅力あるまちづくりに貢献する。	文部科学省		○														
民俗文化財伝承・活用当事業	地域の祭行事や民俗芸能等で使用される用具の新調・修理及び伝承者養成等を実施することで、民俗文化財の確実な継承を推進する。	文部科学省		○														
地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	地方公共団体が、地域の自主性、裁量性の拡大に資する次に掲げる目的別・機能別の交付金及び法第19条第2項の地域再生基盤強化交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図ろうとする場合には、地域再生計画にその旨を記載できることとする。 内閣総理大臣は、当該地域再生計画の認定をしようとする場合には、地方公共団体の求めに応じて、これらの交付金の交付の要件に適合することを確認した上で、第三者の意見を聴き、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画について評価を行うこととする。 関係行政機関の長は、次の交付金の交付に当たって評価結果に十分配慮することとする。 <対象となる交付金> ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金【厚生労働省】 ・村づくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】 ・地域住宅交付金【国土交通省】 <評価の観点> 事業の総合的な実施による相乗効果の高さ ／創意工夫の程度など 評価に際して意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。	内閣府 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省																◎
地域雇用創造推進事業	地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等を内容とする事業を、国が当該協議会等に委託して実施する。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	厚生労働省		◎														
地域雇用戦略チーム	都道府県労働局に地域雇用戦略チームを設置し、事業構想を策定し、又は事業構想に基づき事業を実施しようとする地域に対し、国や県の関係機関や専門家によるアドバイスの、地域の関係者間の調整等の支援を行うものであり、地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択などの重点的な支援を行う。	厚生労働省		◎														
地域雇用創造実現事業	地域雇用創造推進事業を実施する地域の市町村、経済団体等が設置した協議会に、地域ブランド商品の開発や地場産品の販路開拓など地域の産業及び経済の活性化等を通じて雇用機会を増大させる効果が見込まれる事業を国から委託して実施する。	厚生労働省		◎														

雇用創造先導的創業等奨励金	地域雇用創造推進事業を実施する地域の市町村、経済団体等が設置した協議会の作成した事業計画に基づき、地域の経済及び産業の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に、事業を開始するために要した費用の一部を助成する。	厚生労働省	◎																
地域若者サポートステーション事業	ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションについて、設置拠点を拡充する(77箇所→92箇所)とともに、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対し能動的に働きかけ等を行う。	厚生労働省	◎	◎	◎														
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	(i)高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービスの拠点を整備する事業。(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) (ii)高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業。(地域介護・福祉空間整備推進交付金) (iii)高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。	厚生労働省																	◎
地域雇用開発助成金	地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、創業への支援を含め、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者を雇い入れる事業主等に対して助成を実施。	厚生労働省	○																
農林業等就職促進支援事業	大都市圏近郊や地方に分散している農林業等関係求人者の集約化を図ることにより大都市圏求職者の地方への移動を含めた農林業等への就職・就業を支援し、また、農林業等への就業を希望する失業者やフリーター等に対して、農林水産省と連携し、職業相談や求人等関係情報を提供することにより、個人の希望や能力に応じた多様な農林業等における就職及び就農等の促進を図る。	厚生労働省	○			○	○												
地域団塊世代雇用支援事業	事業主団体等の傘下の求人事業主や団塊世代の定年定職者等を対象としてキャリア・コンサルティング等を実施し、再就職支援を推進するとともに、起業支援情報を提供することにより、ワンストップサービスの整備を図る。	厚生労働省	○			○													
中小企業労働力確保法に基づく支援措置	中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けた中小企業者等であって、新分野進出等(創業・異業種進出)に伴う雇用機会の創出や、人材の確保・育成、労働者の職場定着に向けた取組を行う中小企業事業主に、一定の助成を通じて、その取組を支援する。さらに、生産性向上に資する人材の確保及び雇用改善の動きが弱い地域に係る支援を引き続き実施。なお、新分野進出等に伴う雇用機会の創出については、設備投資要件を緩和する。	厚生労働省	○																
試行雇用奨励金(技能継承トライアル)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けた中小企業者等であって、技能継承の受け手となり得る40歳未満の若年者に対するトライアル雇用を実施する中小企業事業主に対して試行雇用奨励金を支給する。さらに、改善計画の有無にかかわらず、雇用改善の動きが弱い地域に係る支援を実施する。なお、年齢要件を21年度より引き上げる。	厚生労働省	○																
テレワーク普及促進対策	テレワークの普及促進を図るため、セミナーの開催を実施するとともに、テレワーク相談センターを拡充し、相談体制の整備等を図る。	厚生労働省	○																

離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開	離職者に対し、各地域の人材ニーズに応じ就職に資する訓練を実施するため、専門学校、事業主、事業主団体等様々な民間機関を活用した委託訓練の実施等を行う。	厚生労働省	○																	
地域雇用開発能力開発助成金による支援	地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域において、事業主が従業員に訓練を受けさせた場合、それらに要した費用の一部を地域雇用開発能力開発助成金により助成する。	厚生労働省	○																	
建設教育訓練助成金	中小建設事業主等が実施する建設労働者の技能実習等について、訓練経費や訓練期間中の賃金等について助成する。	厚生労働省	○																	
シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターにより、定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供して高齢者の就業機会の増大を図り、高齢者が自らの知識や経験をいかして地域で働くことを通じて当該地域の活性化を進める。	厚生労働省	○		○															
テレワーク普及促進のための実証実験	誰もが安心・安全、容易に利用できるテレワークシステムを実証し、テレワークによる様々な効果を提示。	厚生労働省	○																	
「緊急医師確保対策」に関する取組	2007年5月末に政府と与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」を、実効性ある形で具体化を図るもの。	厚生労働省																		○
へき地保健医療対策	へき地診療所、巡回診療等の事業を実施し、山村、離島等の住民の医療を確保を図るもの。	厚生労働省																		○
医療施設等の整備	山村、離島等において医療の提供を行う施設等の建物、医療機器等の整備を実施し、山村、離島等の住民の医療の確保を図るもの。	厚生労働省																		○
救急医療体制の整備等	初期、二次、三次及び救急医療情報センター等の計画的かつ体系的整備の推進を図るもの。	厚生労働省																		○
ライフライン機能強化等事業	地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設、緊急遮断弁、貯水池容量の増大、連絡管整備及び配水池や浄水場等の基幹水道構造物の耐震化事業並びに地震等による被害を受けやすい石綿セメント管及び老朽化した鑄鉄管等の更新の推進等を図る。	厚生労働省																		○
保育環境改善等事業	保育サービス等の推進のため、利便性の高い場所などにある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善に必要な準備経費等を助成する。	厚生労働省																		○
送迎保育ステーション試行事業	駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを設置し、保育所への送迎サービスを実施するとともに、送迎先の保育所の閉所後、ステーションにおいて集合型延長保育を行う。	厚生労働省																		○
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	地域において子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談の実施等を行う子育て支援拠点(ひろば型)の身近な場所への設置を促進するとともに、子育て家庭へのきめ細かな支援により、機能拡充を図る。	厚生労働省			○															
次世代育成支援対策交付金(うち「へき地保育所費」)	離島・山間地等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置する「へき地保育所」の運営費を補助する。	厚生労働省																		○

全国ボランティア活動振興センター運営費	全国ボランティア活動振興センター(全国社会福祉協議会内)において、ボランティア活動推進国民会議の開催や全国ボランティアフェスティバルの開催、広報・啓発活動事業、市区町村のボランティアセンター等に対する情報提供事業を実施する。	厚生労働省		○									
地域福祉等推進特別支援事業	地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組み、生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取組み等を実施する。	厚生労働省		○									
安心生活創造事業	住み慣れた地域において安心して生活を営むことができるよう、生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていく体制を整備する。	厚生労働省		○									
障害者自立支援法による障害者の就労支援	地域において障害者が能力を発揮できるよう、障害者自立支援法における障害者の就労支援として、一般就労を希望する障害者を対象とする「就労移行支援事業」や、一般就労が困難な障害者を対象とする「就労継続支援事業」を行っている。	厚生労働省	○										
地域密着型の介護サービスに係る権限の移譲	要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型である地域密着型サービスについては、介護保険の指定を市町村長が行うこととしているとともに、市町村により地域の実情に応じた指定基準や介護報酬の設定を可能としている。	厚生労働省											○
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域密着型サービスを中心とする市町村の基盤整備等を推進するとともに、地域ケア体制の計画的な整備を支援する。	厚生労働省											○
地域介護・福祉空間整備推進交付金	地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な整備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。	厚生労働省											○
高齢者地域福祉推進事業	老人クラブ活動の育成を図るとともに、高齢者の社会活動を振興し、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動への参加など、高齢者の生きがいと健康づくりに資する各種事業等を助成する。	厚生労働省		○									
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援。特に関連施策との連携による効果的取組を重点的に推進。その中で、平成21年度は耕作放棄地の解消や新規需要米の利用拡大等への支援を拡充する。	農林水産省					◎	◎	◎				
地域バイオマス利活用交付金	地域で発生・排出されるバイオマス資源を可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換施設等の整備等を支援。また、バイオマス原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携して行うバイオ燃料製造の取組等に支援。	農林水産省								◎	◎	◎	
食農連携促進事業	農商工連携の取組を通じた地域経済の活性化を図るため、地域の幅広い食品産業、農林水産業等の連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等の取組を支援する。	農林水産省								◎	◎		
強い農業づくり交付金	地域における強い農業づくりに向けて、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進、食品流通の合理化等、生産・経営から流通・消費までの取組を総合的に支援。	農林水産省	◎	◎	◎	◎	◎						

農村コミュニティ再生・活性化支援事業	農村コミュニティの再生・活性化に向けて、農村と地域企業との連携による農業分野だけにとどまらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材等を活かした多様な主体による地域連携活動を進めるため、体制整備や普及啓発、調査検討、人材育成など、民間団体による地域づくりの取組を支援する。	農林水産省			◎	◎	◎						
広域連携共生・対流等推進交付金	都会の若者の長期農業等ボランティア活動や、団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験等を通じ、共生・対流を活性化するための広域連携プロジェクト等を支援する。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該プロジェクトに参加する場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省						◎					
広域連携共生・対流等整備交付金	都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備をする。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該先導的取組に参加する場合、採択に当たり配慮する。	農林水産省						◎					
里山エリア再生交付金	里山エリアが抱える課題に対応しつつ、地域創造力を生かせるよう地域の裁量を大幅に拡大して、居住地周辺の森林、居住基盤の整備を総合的に実施し、個性的で魅力ある里山エリアの再生を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて優先的な採択などの支援を行う。	農林水産省						◎					
上下流連携いきいき流域プロジェクト事業	都道府県境を越える圏域の森林・林業関係者等が連携し、地域材の利用拡大などに取り組む活動への支援を行う。	農林水産省						◎				◎	
漁業担い手確保・育成対策事業	漁業への就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、就業に必要な実務研修の充実等により、漁業に就業するための各段階に応じた支援を講じる。また、異業種の特ツノウハウや技術等を活用した漁業生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を支援する。	農林水産省	◎		◎		◎						
山村再生総合対策事業	優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援するとともに、環境、教育、健康の3分野に着目したモデル的な取組を支援することにより、山村地域の雇用機会の増大や都市との共生・対流、定住の促進に資する。	農林水産省	◎	◎	◎	◎	◎					◎	
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化などの農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進する。特に農商工連携の取組等を通じた地域活性化を支援する観点から、産学官連携研究の推進を強化。	農林水産省							◎	◎			
耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金	貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組（障害物除去・深耕・整地等、土壌改良、営農定着）やこれに付帯する用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する。	農林水産省											◎
環境バイオマス総合対策推進事業	地域における未利用バイオマスの賦存量やバイオ燃料製造・利用に関する意向を調査するとともに、地域関係者の連携の場を提供するなどにより、バイオマスの利活用を推進。	農林水産省								○			○
バイオマス利活用加速化事業	バイオマスタウンの新たな発展モデルを構築するとともに、バイオマスタウン構想実現の経済的、社会的効果の把握や、バイオマス利活用による環境負荷低減効果の定量化などを実施。	農林水産省								○			○

バイオ燃料地域利用モデル実証事業	農村の地域資源等を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すことを目的とし、バイオエタノール及びバイオディーゼル燃料を対象に、原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となった取組を支援する。	農林水産省								○	○
ソフトセルロース利活用技術確立事業	国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて、稲わら等のソフトセルロース系原料からバイオ燃料を生産する技術を確立するため、原料の収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術実証、バイオ燃料実証設備の整備、民間団体によるモデル地区の選定・管理・評価等に対して支援を行う。	農林水産省								○	○
農林水産物等輸出ステップアップ推進事業	品目ごとの輸出実行プランを普及・充実するとともに、他の農林漁業者等にとって見本となる先進的な取組を確立することにより、農林漁業者等の輸出の取組をステップアップさせる。	農林水産省								○	
農林水産物等海外販路創出・拡大事業	海外における展示・商談の場の提供や海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援する。	農林水産省								○	
活きた輸出情報ネットワーク構築事業	国内における展示・商談会の場や情報収集の場の提供等により、農林漁業者等が国内外のバイヤーや輸出先駆者等から活きた輸出情報を収集するためのネットワークを構築する。	農林水産省								○	
日本食・日本食材等海外発信事業	外国人オピニオンリーダー等に対し、旬で高品質な日本食・日本食材等を提供して実施する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の展開等により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信する。	農林水産省								○	
海外日本食優良店調査・支援事業	海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げる。	農林水産省								○	
農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業	海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げる。	農林水産省								○	
農林水産物等輸出促進支援事業のうち農林水産物等輸出促進対策	明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者等の取組について、事業実施主体が輸出拡大プロジェクトを企画・実行するために必要な能力を獲得するための研修会の実施等も支援対象に加え、総合的に支援する。	農林水産省								○	
農林水産物等輸出促進支援事業のうち農林水産物等輸出課題解決対策	輸出に取り組む産地が直面する共通の課題について、モデルとして解決策を提示するとともに、同様の課題を抱える他の地域に普及する取組を支援する。	農林水産省								○	
食品産業HACCP等普及促進事業	改正HACCP法の国会審議における指摘等を踏まえ、中小企業(販売額1～50億円)のHACCP導入率50%の達成に向けて、責任者・指導者養成研修等の取組や、HACCPの認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進する。	農林水産省								○	
地域流通モデル構築支援事業	産地の周辺地域やその近隣の中小消費地といった範囲での効率的な農林水産物流通を実現していくため、流通業者のノウハウや知見を活用しながら、生産者、流通業者、小売業者等の関係者が連携した新たな地場流通のビジネスモデルを公募し、その実証を行うとともに、その効果を把握し、優良モデルについて普及を図る。	農林水産省								○	

食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業	食品小売業において、適正仕入れ、廃棄ロス縮小等を実現するコスト縮減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、消費者への商品情報伝達機能の強化を促進する。	農林水産省								○				
食品流通高付加価値モデル推進事業	食品小売における付加価値の向上を図るため、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して取り組む、地域農林水産物を活用したブランド化オリジナル商品の開発、商店街全体の品揃えの強化等を支援。	農林水産省								○				
新規需要米(米粉・飼料用米等)の定着拡大を図るための措置	新規需要米(米粉・飼料用米等)の定着拡大を図るため、税制、金融、法律上の措置を検討。	農林水産省								○				
食品企業信頼確保対策推進事業	中小企業が多数を占める食品事業者のコンプライアンス(法令の遵守及び企業倫理の保持等)の徹底を図るため、食品事業者による自主的な行動規範等の策定を促すためのセミナーの開催等を行う。	農林水産省								○				
につぼん食育推進事業	教育ファームが継続的に展開されるよう、研修の実施や運営マニュアルの作成、参加者が使用する教材の作成等を行うとともに、市町村や農業者等が連携したモデル事業の実施により、教育ファームの効果的な展開手法の検証等を行う。	農林水産省								○				
食の安全・安心確保交付金	地域の教育ファーム推進計画に向けた取組や優良事例の収集・情報提供など、地域における教育ファームの取組を支援する。	農林水産省								○				
食の安全・安心確保交付金	食の安全及び消費者の信頼の確保のために、①農畜水産物の食品としての安全性の確保、②家畜及び養殖水産動物の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止、病害虫防除対策の推進、③地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援の各対策を都道府県等が地域の自主性・独創性を尊重しつつ総合的に推進する。	農林水産省												○
未来志向型技術革新対策事業のうち肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業	肉用牛繁殖ステーション(キャトル・フリーディング・ステーション: CBS)を核に、耕作放棄地等の未利用資源を積極的に活用し、肉用牛の増頭・低コスト化等の生産基盤強化を図る地域畜産新生システムの構築を支援する。	農林水産省												○
未来志向型技術革新対策事業のうち高機能たい肥活用エコ農業支援事業	たい肥の肥効調整やペレット化などの新たなたい肥生産技術を用いて、畜産地域において、耕種農家のニーズに合った高機能なたい肥生産を行い、耕種地域に供給することにより、広域的に環境保全型農業に取り組むモデル地域を育成する。	農林水産省											○	○
野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業	生産者・流通業者・実需者の連携の下、有限責任事業組合(LLP)等の枠組みを活用し、高性能機械のリレー利用、通いコンテナによる一貫輸送等により、野菜の生産・流通コストの低減を推進する。	農林水産省												○
果樹経営支援対策	果樹産地構造改革計画に即して産地・担い手が行う優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等を支援する。	農林水産省												○
産地確立交付金	地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援するとともに、食料自給力・自給率の向上に向けた効果が一層高まるよう所要の見直しを行う方向。	農林水産省								○				

漁村地域力向上事業	地域資源を活用した新たな産業構造の形成、都市と漁村の共生・対流の推進及びUJターン等の推進などをテーマに、地域の意欲的で先導的な取組を公募・支援する。併せて、取組成果の全国への普及、人材の育成、定住・二地域居住の促進のための新たな手法の検討及び子供の漁村での宿泊体験活動を推進するためのガイドラインの作成など、地域の挑戦を可能とする環境整備を実施する。	農林水産省			○		○	○				
漁船安全操業対策事業のうち漁業スキルアップ等対策	全国的な取組として民間団体が漁船員のスキルアップの促進を目的に、海技士の技能資格取得講習会、漁業における海難防止及び漁労活動中の事故への適切な対処を図るための講習会を開催する。	農林水産省					○	○				
強い水産業づくり交付金	(経営構造改善目標) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成に必要な水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備を行う。 (資源増養殖目標) 内水面漁業・養殖業の持続的かつ健全な発展と地域の活性化を図っていくために必要となる施設整備の取組を支援する。	農林水産省							○			
水産業体質強化総合対策事業のうち漁船漁業構造改革総合対策事業	漁船更新が進まず生産体制がぜい弱化した漁船漁業について緊急に構造改革を進めるため、省エネ・省人型の代船取得や収益性重視の経営への転換等を促進する漁船漁業構造改革対策を実施する。	農林水産省							○			
水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業	漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたHACCP手法の導入等や、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのHACCP手法の導入を支援する。	農林水産省							○			
離島漁業再生支援交付金	離島漁業が置かれた不利な条件に対処するため、中核的なグループが中心となって、共同で漁業の再生に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。	農林水産省							○			
水産基盤整備事業のうち生活環境整備関連	漁村の防災力向上を図る観点から、広域的・効率的に緑地・広場(避難地)等を整備するとともに、漁業集落排水施設の整備等をおして、安全・安心な漁村の生活環境等の改善・整備を行う。	農林水産省										○
国産水産物安定供給推進事業	産地と小売業者等の実需者との間の直接取引を支援し、産地の販売力の強化を推進する。	農林水産省										○
海岸事業	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的として、海岸保全施設の整備を実施する。	農林水産省										○
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	当該年発生した洪水、台風等により大規模に海岸に漂着した流木及びゴミ等が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれら流木等の処理を実施する。	農林水産省										○
漁業経営安定対策事業	水産物の安定供給の担い手を目指して積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、収入変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支える。	農林水産省							○			
農地環境整備事業	耕作放棄地や耕作放棄の恐れのある農地の再編利用を通じた国土・環境の保全と優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。	農林水産省										○
中山間地域等直接支払交付金	耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等を通じて耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る。	農林水産省										○

小規模・高齢化集落支援モデル事業	中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落等が、集落間の連携により、小規模・高齢化集落に向いて水路、農道等の保全管理活動を行う取組を支援。	農林水産省		○								
中山間地域総合整備事業	地形条件等に恵まれず生産条件等が不利な中山間地域等について、農業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施することにより、農業・農村の活性化を図る。	農林水産省										○
バイオマスタウン形成促進支援調査事業	農村等地域のバイオマス利活用の検討を早期・効率的に実施させるために、①技術情報の整備、②経済的な利活用システムの開発、③地域の人材育成、④利活用地区への支援等の技術支援を強化し、地域の取組を後押しする。	農林水産省		○							○	
広域連携等バイオマス利活用推進事業	広域的な食品廃棄物等のバイオマス利活用システムの構築並びにバイオマスプラスチックのリサイクルシステム及び国産原材料由来のバイオマスプラスチックの定着のため、食品事業者等が行う啓蒙普及活動、実証試験等について支援する。	農林水産省						○			○	
山村振興地域における税制の特例	森林・農用地の保全及び農林産物の製造・加工・販売事業、都市との交流事業を実施している認定法人が、保全事業等の用に供するために取得した機械及び装置、建物等に係る特別償却制度を措置。	農林水産省	○			○	○				○	
地方交付税の不均一課税に伴う減収補填	認定法人が、振興山村の区域内において、森林・農用地の保全事業等の用に供する設備を新設又は増設した場合に係る、不動産取得や固定資産税について、地方公共団体が不均一課税をした場合、地方交付税による補填を措置。	農林水産省	○			○	○				○	
特定農山村法	中山間地域の活力を維持・増進するため、農業を中心とした活性化のための基盤整備を促進するための措置を講ずることにより、中山間地域における農林業等の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。	農林水産省	○			○	○				○	
中山間地域活性化資金	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、①加工流通施設、②保健機能増進施設、③生活環境施設、の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進することを目的とする。	農林水産省	○			○	○					
振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的・経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化が実現できるよう、必要な長期低利の資金を総合的かつ計画的に融資する。	農林水産省	○			○	○					
農山漁村電気導入促進法	電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村又は発電水力が未開発のまま存する農山漁村に電気を導入して、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図る。	農林水産省										○
中山間ふるさと・水と土保全推進事業	棚田地域等を対象に、都市住民等の活動参加ネットワークの構築・運営、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全・利活用活動及び保全整備の促進に対する支援。	農林水産省		○								
景観・自然環境保全形成支援事業	農村景観・自然環境の保全・形成等を通じて地域の活性化を推進することを目的として、農村景観や自然環境の保全活動に関し、課題解決の検討、地域資源の活用の検討、活動組織への直接支援等を実施する。	農林水産省		○								

定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業	中心市と周辺市町村が役割分担して生活に必要な機能を確保する定住自立圏構想の実現にあたり、効果的かつ効率的に生活機能等を提供するため、周辺市町村等の中心集落の機能強化等を図るモデル的な取組を支援する。	国土交通省			○	○												
広域ブロック自立施策等推進調査費	地域の発意により、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策等の総合的かつ円滑な推進を図る。	国土交通省			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業	高齢化等によりコミュニティ機能が低下している集落等において、集落機能の維持や森林等の管理、地域間交流の拡大、地域づくり活動のコーディネート等、多様な主体が協働し、コミュニティを創生しようとする活動をモデル的に支援する。	国土交通省																○
土地の安全性に関する情報の整備・提供手法の構築 (土地の安全性に関する調査)	過去からの土地の状況の変遷に関する情報に加え、各行政機関が保有する災害履歴や災害想定区域の情報等を幅広く集約し、誰もが土地の安全性を容易に判断できる情報として整備・提供する手法を検討することにより、被災しにくい土地利用への転換を促すなど安全・安心な居住環境の実現を図る。	国土交通省																○
地籍調査事業	毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに、境界及び面積に関する測量を実施して、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめる。	国土交通省																○
地籍整備の推進	地籍調査の実施により、一筆ごとの土地について境界や面積等を明らかにするほか、地権者の高齢化や不在村化が進む山村地域において、森林の概ねの境界を保全する山村境界保全事業を実施している。	国土交通省																○
水源地域の保全・活性化の推進	水源林の整備及び水源を守り、支えている水源地域の活性化を推進するため、水源地域と下流地域による流域全体の取組による水源地域の活性化方策や、さらに広く社会的資源の誘導方策等について調査・検討する。また、水源地域の活性化の取組の核となる地方公共団体、NPO、地域団体等における担い手の育成を支援する。	国土交通省							○	○								
公的用地・企業用地の有効活用に向けた条件整備	地域の地価形成や土地の有効利用に多大な影響を与えている公的機関や企業の所有する土地等不動産について、合理的かつ戦略的な所有・利用行動を促す条件整備を行う。	国土交通省																○
地方における不動産証券化市場活性化事業	地方の不動産証券化市場の裾野の拡大を実現し、地域経済の活性化と土地の流動化を促進するため、地方における不動産証券化に関する講習会の支援や不動産証券化に係る実施過程の分析・検証を行い、地方における証券化のノウハウ蓄積と人材育成を図る。	国土交通省			○		○											
不動産投資市場の健全な発展のための情報基盤の構築	経済財政改革の基本方針2008の「業種別生産性プログラム」に基づき、オフィス、マンション等の不動産の管理に係る規格を標準化した収益、費用等の情報を収集し、不動産取引の指針となるよう、不動産の収益性に関する指標を提供する「不動産市場データベース」を構築することにより、不動産業の生産性向上を図るとともに、不動産市場データベースに蓄積された情報を踏まえて不動産鑑定評価基準の運用、鑑定評価の手順及び実務の現状等のモニタリング手法の確立に向けた方策等を検討する。これらの取り組みにより、国際競争力の強化に向けた不動産市場への内外からの資金流入を促進し、不動産市場の着実な成長を図る。	国土交通省																○

持続可能な土地利用の実現に向けた土地利用手法のあり方に関する調査研究	今後の人口減少社会の到来を踏まえ、地域の持続可能性の観点からの土地利用手法について実態把握と評価を行うことで、低労力・低コストな土地利用を導入することの効果等についての検討を行う。平成21年度は、地域の活動の評価を実施する。	国土交通省										○	
外部不経済をもたらす土地利用状況の対策の検討	外部不経済をもたらす土地利用の状況を改善し、適正かつ合理的な土地利用を実現するための支援方策の検討を行う。	国土交通省											○
持続的社会的形成のためのエリアマネジメント促進事業	近年の人口減少・少子高齢化の進展等を背景とした土地利用の変化に対応し、コミュニティの再生、地域の活性化を促進するため、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の普及・促進、モデル的な支援、及びまちづくりルールの形成促進等を行う。	国土交通省											○
地方における公的開発中止等再生モデル調査	地方都市において土地開発公社等や都市再生機構の宅地開発計画等が中止、凍結された地区(公的開発中止等地区)の再生計画を策定し、その成果を全国の公社等と情報共有を図ることにより、地方の公的開発中止等地区的再生及び地域の活性化を促進する。	国土交通省											○
住宅以外の家屋に係る不動産取得税の特例措置	認定中心市街地、都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域において中高層耐火建築物(地上階数3以上)である住宅以外の特定の用途に供する家屋(敷地面積500㎡以上)を新築した場合の不動産取得税について、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。	国土交通省											○
災害に強い地域づくり	ハード対策として、水害・土砂災害対策に加え、氾濫した場合でも地域全体で被害を最小化する対策、ゼロメートル地帯等における堤防の耐震対策、老朽化対策を推進する。あわせてソフト対策として、受け手の立場に立った防災情報の改善、ハザードマップ整備等の取組を推進する。	国土交通省											○
災害に強い都市づくり	ハード対策として、地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨・濁水の激化・頻発、海面上昇に伴う高潮、都市化の進展と流域の開発に伴う河川への流出増等に対する水害・土砂災害・濁水対策に加え、今後発生する恐れのある大規模地震・津波に対する備えとして堤防の耐震対策、老朽化対策、がけ崩れの防止対策等を推進します。また、ソフト対策として、ハザードマップの提供や土砂災害特別警戒区域の指定等、想定される災害に関する情報の提供や土地利用規制などを通して、地域住民の被災しにくい住まい方への転換を促すとともに、防災拠点の整備・保全等の取組を推進します。	国土交通省											○
河川管理施設の長寿命化	河川管理施設について部品毎の適切な劣化度を診断することにより、予防保全的修繕を実施し、計画的・効率的な管理を実現することで、ライフサイクルコストを縮減しつつ、施設の信頼性を維持し、施設の長寿命化を図る。	国土交通省											○
かわまちづくりの推進	河川や水辺をまちづくり・観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す市町村等に対し、河川管理者としてハード・ソフト両面から支援・推進する支援制度を創設し、より河川空間の活用の推進を図る。	国土交通省										○	○
美しい水辺の再生	水辺環境の再生、河川や湖沼・内湾等の水質改善を図るとともに、自然豊かで良好な水辺空間を体験できる川づくり等を推進する。	国土交通省										○	○
市民と連携した河川環境管理の取組	市民団体、NPO等が、一定区間の河川敷等の清掃、草刈り等の美化活動や貴重種等の生息環境の維持管理を実施するため、河川管理者が清掃用具の支給等の支援を実施する。	国土交通省										○	○

水害に対する地域防災力の向上	地域コミュニティ機能の低下、水防団員の減少、高齢化等により、水害に対する地域防災力の低下が懸念されている。このため、水防専門家派遣制度の活用、水防活動の情報共有化等により、地域コミュニティを活用し、水防活動の活性化を図る。	国土交通省																		○	
地域における人材の受け入れ体制の整備支援モデル調査経費	UJIターンを希望する団塊世代等の円滑な再チャレンジの実現を図るため、地方公共団体、地域の代表、地元企業、NPO等が参画する協議会が行う人材受け入れのための各種取組(居住・就業体験機会の提供、移住ガイダンス等)を通じたモデル調査を行う。	国土交通省																			○
安心な市街地形成	延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する都市計画道路の整備を推進。	国土交通省																			○
安全・安心なまちの再生と生活安全産業等の活性化	共同住宅、道路、公園に加え、事業所の防犯上・防災上の基準等を策定するとともに、警備業や防犯設備関連業等生活安全産業や消防・防災設備業の利用環境を整備し、地域の防犯・防災に資する環境の形成を図るなどして、犯罪や災害の発生を予防するとともに防犯に配慮した住宅、道路等の普及を図る。	国土交通省																			○
大型都市再生プロジェクトや地方の都市開発事業に対する資金支援	地方都市における都市の再生を促進し、地域の活性化を図るため、大規模商業施設のリニューアル等における早期支援の実施を可能にするなど、大都市における都市機能の高度化を図るため、民間都市開発推進機構による支援手法を追加する。	国土交通省																			○
エコまちネットワーク整備事業	都市再生緊急整備地域又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境計画を策定した地域において、都市環境を改善するためのプラント連携施設、都市排熱処理施設又は地域冷暖房施設等の整備等に要する費用について支援する。	国土交通省																			○
暮らし・にぎわい再生事業	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。 平成21年度においては、地方都市における敷地面積要件の緩和、既存建築物も含めた施設購入方式の導入等を行い、中心市街地における公共公益施設や居住施設等の都市機能の集積を強力に推進することにより、中心市街地活性化のさらなる促進を図る。	国土交通省																			○
景観形成総合支援事業	景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援することにより、良好な景観形成を図り、もって交流人口の拡大を通じた地域の振興・活性化を図る。	国土交通省																			○
下水道長寿化支援制度	下水道整備の進展に伴い下水道ストックが増大する中、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、ライフサイクルコストの最小化、予算の平準化の観点を踏まえ、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する。下水道長寿命化計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づく長寿命化対策を支援する。	国土交通省																			○
下水道水環境保全効果向上支援制度	下水道整備による水質保全効果をより一層高めるとともに快適な水辺空間等の形成による地域活性化に資する、「下水道水環境保全効果向上支援制度」を創設し、地方公共団体がトイレの水洗化及び排水設備の設置に助成する場合にその額の一部を補助する。	国土交通省																			○

豪雪地帯対策特別事業	安全で安心な雪国の形成を図るため、豪雪地帯において、道府県豪雪地帯対策基本計画の推進に必要な克雪・高齢者支援の施設整備、高齢者が無理することなく除雪できる克雪体制の総合的な整備を支援する。	国土交通省															○	
国営公園の整備・維持管理(都市公園事業)	我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用、広域的レクリエーション需要への対応により、快適で個性豊かな地域づくりを図るため、国営公園の整備及び維持管理を推進する。	国土交通省									○							
子どもが安全・安心に暮らせる生活空間の再生	学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティアの要請・研修、関係機関と住民による地域安全情報の共有、子どもや保護者向けの防犯教育、学校施設や通学路の安全対策等を推進するとともに、防災対策を推進し、子どもが安全・安心に暮らせる生活空間を再生する。	国土交通省										○						
市街地再開発事業	老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。 【拡充事項】 地域の実情にあった事業を促進するため、中心市街地及び密集市街地における市街地再開発事業について土地整備費及び共同施設整備費の補助対象額を拡大する。	国土交通省																○
資源循環形成下水道事業	循環型社会及び低炭素社会を形成するため、下水汚泥のエネルギー利用やリン等の資源利用を推進するとともに、下水汚泥の高温焼却、下水道施設における省エネルギー・新エネルギー対策等の取組を推進する。 さらに、平成21年度には、新エネルギー対策を促進するため、下水処理水等を利用した小水力発電の整備を支援する制度を創設する。	国土交通省															○	○
地震対策下水道事業	地震時においても下水道が有すべき最低限の機能を確保するため、下水道施設の耐震化を図る「防災」対策等の地震対策を推進する。 さらに、平成21年度には、DID地域を有する都市など地震対策の必要性が高い地域において、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進するための支援制度を創設する。	国土交通省																○
住民・企業によるまちの魅力の維持・向上(都市環境改善支援事業の創設)	民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動(エリアマネジメント)を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地域・地区において、計画コーディネートや、公共・共用空間の利活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成に加え、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して支援する。	国土交通省																○
住民参加型まちづくりファンド支援業務	地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、まちづくり活動への助成を行う住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長が指定するNPO等の非営利法人又は地方公共団体が設置する基金)に対して、(財)民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行う。	国土交通省										○						
集落活性化推進事業	条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、豪雪地帯)において、公益サービスの維持確保に向けた集約化、産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村等が行う廃校舎等の既存公共施設を活用した施設整備等を支援する。	国土交通省																○

浸水対策下水道事業	地球温暖化に伴う気候変動の影響等による集中豪雨の多発や都市化の進展、土地利用の高度化などによる内水氾濫リスクの増大を踏まえ、ハード整備等による浸水対策を推進する。さらに、平成21年度には、一定規模の浸水実績がある浸水対策の必要性が高い地区において、浸水被害の軽減に向けて、地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策に加え、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を推進するための支援制度を創設する。	国土交通省																			○	
新世代下水道支援事業 制度水環境創造事業	下水処理水の再利用、雨水の再利用や浸透による地下水涵養、親水性のある水辺空間の整備等により健全な水循環系の再生を図る。	国土交通省																				○
水質保全下水道事業	閉鎖性水域の水質改善のための高度処理の導入などの水処理施設等の整備や合流式下水の改善対策を推進する。	国土交通省																				○
先導型再開発緊急促進事業	良好な子育て環境への配慮や地球環境問題といった政策課題に先導的に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。	国土交通省																				○
先導的都市環境形成促進事業	集約型都市構造の実現に資する拠点の市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、計画策定(都市レベルを含む)、コーディネート支援、社会実験・実証実験等について支援する。また、低炭素都市の実現に資する調査を実施する。	国土交通省																				○
大規模公園の整備(都市公園等事業)	地方生活圏の広域的かつ多様なレクリエーションニーズに対応するなど、地方生活圏の中心的な施設としての広域公園等の整備を推進する。	国土交通省											○									
大都市圏における水循環と緑の回復に関する調査	大都市圏の都市環境インフラの整備推進のため、具体的・定量的な目標の設定や、整備を包括的・分野横断的に支援する手法の検討等を行う。	国土交通省																				○
宅地耐震化推進事業	大地震における大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の変動予測調査(宅地ハザードマップ作成)及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(宅地耐震化工事)を促進する。	国土交通省																				○
地域再生を担う人づくり支援経費	地域の活性化は、住民や団体が主体となって、自らイニシアティブを発揮し、プランを描き、取り組むことが基本であるとの認識のもと、地域自らが考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施し、地域づくりの核となる担い手の育成を積極的に推進する。	国土交通省											○									
テレワーク推進調査	大都市圏の一極集中是正、地域活性化、ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、公共施設や民間企業でのテレワーク環境の整備や推進策を検討し、普及啓発活動等を行う。	国土交通省																				○
東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点(有明の丘地区)の整備	東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点(有明の丘地区)として整備する国営東京臨海広域防災公園において、用地取得を行うとともに、園地や防災体験学習施設等の整備を推進する。	国土交通省																				○

都市・地域における総合交通戦略の推進	都市・地域の安全で円滑な交通の確保と魅力ある将来像を実現するため、交通に関わる多様な主体で構成される協議会による総合的な交通戦略の策定及びそれに基づく公共交通機関の利用促進等への取組みを支援。 具体的には、LRTやバス走行空間の整備、駅前広場等の交通結節点の改善、運行情報の提供等の公共交通機関の利用促進や徒歩・自転車による移動環境の整備等を推進し、交通の快適性、利便性の向上を図る。	国土交通省											○				○	
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の創設	緊急に都市公園の安全・安心対策を図る計画を策定する地方公共団体に対し、耐震性貯水槽などの災害応急対策施設等の設置や耐震改修、都市公園のバリアフリー化、安全確保のための公園施設の改築等、計画に基づく安全・安心対策を一括して総合的に推進する「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進する。	国土交通省																○
都市公園・緑地保全等事業	都市公園等の整備や、緑とオープンスペースの確保により、緑豊かな都市環境の形成を図る。	国土交通省																○
都市交通システム整備事業	集約型都市構造の実現を目指し、自動車に過度に依存することなく、人と環境にやさしい自転車を都市交通の主要な交通手段として活用を図るため、自転車関連経費に対する支援を拡充する。	国土交通省											○					○
都市再生区画整理事業	集約型都市構造への転換に向けた既成市街地の再生を推進するため、密集市街地等において、補助限度額の積算対象の拡充等を行うとともに、拠点的市街地において、地区内の狭隘道路、行き止まり道路を解消するとともに公益施設等を整備する事業について、補助要件の緩和等を行う。	国土交通省																○
都市再生支援業務	国が指定した都市再生緊急整備地域内で、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業に対して、(財)民間都市開発推進機構等が支援を行う。	国土交通省																○
都市再生総合整備事業(土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業)	低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化へ向けてのコーディネート等を都市再生機構が行う。	国土交通省																○
都市再生促進税制	都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画(国土交通大臣認定)に係る特例措置を講じる。	国土交通省																○
都市防災総合推進事業	密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地において防災性の向上を図ることを目的に、避難地・避難路等の整備や建築物の不燃化等を支援。平成21年度概算要求では、都市防災不燃化促進の拡充を行う。	国土交通省																○
避難地・防災拠点となる防災公園の整備	安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地として機能する防災公園の整備を推進する。	国土交通省																○
防災集団移転促進事業	災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住居の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集团的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対し一部補助を行う。	国土交通省																○
まち再生出資業務	市町村が作成する都市再生整備計画の区域内において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業に対して、(財)民間都市開発推進機構が支援を行う。	国土交通省																○

まち再生促進税制	都市再生整備計画(まちづくり交付金の計画)の区域における認定民間都市再生整備事業計画(国土交通大臣認定)に係る特例措置を講じる。	国土交通省									○
まちづくり計画策定担い手支援事業	密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより自律的な建替を促進し、市街地の整備改善等を図る。	国土交通省									○
まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付金を交付する。 また、平成21年度は中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、これら施策に関連する一定の要件を満たす地区については、まちづくり交付金による支援を強化する。	国土交通省									○
身近なまちづくり支援街路事業	日常生活の豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、より質の高い街路空間に対するニーズが高まりつつあり、幹線街路の整備に加え、地区レベルの街路の再整備を図る。	国土交通省				○					
密集市街地の緊急整備【都市再生特別措置法の一部を改正する法律】	地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に危険な市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建て替えの促進を図ることにより、密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する。	国土交通省									○
未普及解消下水道事業	生活環境の改善を図るとともに、定住促進、観光振興、産業振興など地域活性化を図るため、未普及地域における下水道整備を推進する。未普及地域のうち人口の集中している地区等において重点的に整備を行う一方、他の汚水処理施設との連携強化や地域の実状に応じた低コストの整備手法の導入により、効率的な整備を推進する。 さらに、平成21年度には、下水道整備に積極的に取り組んでいるが、未だ下水道の普及が遅れている市町村が、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画を見直した上で、人口の集中している地区について10年以内に未普及解消を図るべく計画を策定し、当該計画に位置づけられた汚水に係る管きよの補助対象範囲の拡充を図るための制度を創設する。	国土交通省									○
離島体験滞在交流促進事業	離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図るため、市町村が実施する、(1)交流のための施設整備、(2)施設活用のためのプログラム作成、(3)交流イベント、(4)既存の離島振興施設の耐震化・バリアフリー化の各事業に対して補助を行うもの。	国土交通省				○					
緑地環境整備総合支援事業	温室効果ガス吸収源対策に対して先駆的かつ意欲的に取り組む都市について、緑地環境整備総合支援事業を拡充し、緑化や都市公園の整備等への支援を強化する。	国土交通省									○
歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりの推進	歴史的な建造物を災害から守るため、コア事業に歴史的風致形成建造物に係る防災施設の整備を追加するとともに、附帯事業の実施に関し、歴史的風致形成建造物の状況に応じた条件の見直しを行う。	国土交通省				○					
踏切対策	開かずの踏切等の対策を早期に実施するため、踏切を除却する連続立体交差事業等を緊急かつ重点的に推進。	国土交通省									○

LRTの整備の推進	都市内交通の改善、人と環境にやさしい都市公共交通の構築のため、鉄軌道事業者と地方公共団体等によるLRT整備計画に基づく事業に対し、一体的な支援を行う「LRT総合整備事業」等により、関係部局が連携し、LRTの整備を推進。 ・都市交通システム整備事業→総合的な都市交通の戦略に基づくLRTの施設(車両を除く)の整備に対し包括的に支援 (補助の対象:公共交通に関する施設(車両を除く)) (補助対象者:地方公共団体等) ・路面電車走行空間改築事業→LRTの走行空間の整備に対して支援 (補助の対象:走行路面、停留場等) (補助対象者:道路管理者) ・LRTシステム整備費補助→LRTシステムの構築に不可欠な施設の整備に対して補助 (補助対象:低床式車両(LRV)、停留施設、レール(制振軌道)、変電所の増強、車庫の増備、ICカードシステム、相互直通化のための施設) (補助対象者:鉄軌道事業者) ・地域公共交通活性化・再生総合事業→総合連携計画に基づく低床式車両の導入等に対して補助 (補助対象:低床式車両(LRV)、停留施設、ICカードシステム等) (補助対象者:法定協議会)	国土交通省								○			○	
ITSの推進	大規模実証実験を踏まえたシステム検証及び順次サービスの実用化を促進すると共に、積雪寒冷地における路面情報提供や大都市圏における広域な道路交通情報提供に係る実証実験を実施。あわせて、プローブ情報を活用した道路利用者の更なる利便性向上を図るとともに、道路施策の効率的な評価を実施。	国土交通省												○
空港・港湾とのアクセスを強化する道路の整備	陸海空が一体となった国内交通サービスの充実を図るため、拠点的な空港・港湾から高速道路等のICへのアクセス道路の整備を推進する。	国土交通省							○					
地域経済を支える道路ネットワークの整備	企業の立地や振興など地域経済を支える幹線道路ネットワークやアクセス道路の整備。	国土交通省								○				
交通容量の拡大策と公共交通機関の利用促進策が一体となった渋滞対策の推進	特に事業効果が高い箇所を対象に、既存ストックの有効活用を図りながら、優先的に対策を実施する。対策箇所については、最新の交通状況のモニタリングを行い、客観データをもとに各地域の方々の意見を聞いた上で選定するなど、より利用者の実感にあった透明性の高い渋滞対策を推進する。	国土交通省							○				○	
デマンドバスによる利便性向上	地上デジタル放送を活用したデマンドバスシステムに関する社会実験を行う。引き続き、運営コスト(事業者の負担)の軽減を図り地域の生活交通手段の確保するとともに、利便性向上に伴う公共交通機関の利用促進と渋滞の緩和を図る。	国土交通省								○			○	
高次医療施設へのアクセス道路の整備	高次(2次、3次)医療施設へのアクセスを強化し、医療サービスの広域的な共有を図る道路を整備する。	国土交通省									○			
観光地へのアクセス道路の整備	観光地へのアクセスや地域間交流・連携の強化を図る道路を整備する。	国土交通省									○			
三大都市圏環状道路の整備	三大都市圏における環状道路の整備により、都市の骨格を形成し、都市の構造を再編。	国土交通省										○		
予防保全の推進	高速道路から市町村道までの道路橋について定期点検に基づく「早期発見・早期補修の予防保全」を計画的に実施して長寿命化を実現し、安全・安心な通行を長期にわたり確保する。	国土交通省												○
道の駅	市町村が整備する「道の駅」を登録、案内することにより、「道の駅」で行う地域の観光情報の提供などの地域振興施策を支援する。 現在(H20. 12月)までに887駅が登録済み。	国土交通省											○	○

道路の耐震対策	大規模地震発生時における被害を軽減するとともに、円滑かつ迅速な応急活動を確保するため、緊急輸送道路のうち、広域応援部隊等が移動するための県庁所在地間を結ぶ道路について、橋梁の重大な損傷を防止する対策を引き続き推進する。また、その他の緊急輸送道路については、橋梁の落橋・損壊を防止する対策を推進する。	国土交通省												○
安全で信頼性の高い道路ネットワークの確保	豪雨等の異常気象時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、公共施設や病院等を相互に結ぶ生活幹線道路において、道路斜面や盛土等の防災対策及び災害のおそれのある区間を迂回する道路の整備を推進する。また、道路の冠水による事故を未然に防止するために、排水ポンプ等の施設を整備するとともに、関係機関との連携強化をはかることで、適切な道路管理を実施する。	国土交通省												○
冬期道路ネットワークの確保	近年、増加傾向にある集中降雪に対応するため、積雪寒冷特別地域における道路の除雪、防雪及び凍雪防止に関する対策を推進し、冬の安定した道路ネットワークの確保を図る。	国土交通省												○
日本風景街道の推進	多様な主体との連携・協働を通じて、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした美しい景観の形成や地域の魅力向上を目指す日本風景街道を推進する。	国土交通省			○		○							
くらしのみちゾーン	外周道路を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある地区や中心市街地の街区などにおいて、一般車両の地区内への流入を抑制して身近な道路を歩行者・自転車優先とし、あわせて無電柱化や緑化等の環境整備を行って、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図る。	国土交通省												○
人優先の歩行空間や自転車走行空間の確保	カラー舗装などの簡易な方法も含めて、歩道等の整備により安全・安心な歩行空間を創出する。また、既存の道路空間の再構成等により、歩行者・自転車・自動車に分離された安全・安心な自転車走行空間を確保する。	国土交通省											○	
歩行空間のバリアフリー化の推進	「バリアフリー新法」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、幅の広い歩道の整備や、既設歩道の段差解消等のバリアフリー対策を推進する。	国土交通省												○
無電柱化の推進	安全で快適な道路空間の形成等のため、電柱や電線類が特に支障となる箇所は無電柱化を推進する。	国土交通省												○
既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化	高速道路料金の引下げ等、既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化を図るための取組みを引き続き進める。	国土交通省					○						○	
優良住宅取得支援制度	地球環境問題、少子高齢化の進行などの課題への対応や、住宅ストックの有効活用の促進を図るため、住宅金融支援機構の行う証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度の金利優遇期間を延長する拡充を行う。	国土交通省												○
リバースモーゲージの促進	民間金融機関における住宅改良等資金に係るリバースモーゲージに対して住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の適用を拡充する。	国土交通省												○
地域住宅交付金	高齢者等が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実に図るため、高齢者等の居住の安定の確保を図るための支援措置の拡充を行う。	国土交通省											○	○

公営住宅制度	民間資金・ノウハウやストックを活用した公営住宅の供給を促進するため、一定の条件のもと整備費に対する助成対象を拡充するとともに、借上げ公営住宅の供給を促進するため、近傍同種家賃の額の算定方法を見直す。	国土交通省											○
既存ストックの公営住宅等の公的賃貸住宅としての有効活用	既存の民間ストックを公営住宅や地域優良賃貸住宅として買い取る取組みを地域住宅交付金により支援するとともに、公営住宅に係る買取面積基準(19㎡以上)を国の標準とし、地方公共団体が独自に定められるものとする。	国土交通省											○
地域優良賃貸住宅制度	地域優良賃貸住宅に、地方公共団体自ら所有する住宅・建築物を改良し供給するタイプを追加する。	国土交通省											○
安全・安心なまちの再生と生活安全産業の活性化	共同住宅、道路、公園に加え、事業所の防犯上・防災上の基準等を策定するとともに、警備業や防犯設備関連業等生活安全産業や消防・防災設備業の利用環境を整備し、地域の防犯・防災に資する環境の形成を図るなどして、犯罪や災害の発生を予防するとともに防犯に配慮した住宅、道路等の普及を図る。	国土交通省	○										
子どもが安全・安心に暮らせる生活空間の再生	学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティアの要請・研修、関係機関と住民による地域安全情報の共有、子どもや保護者向けの防犯教育、学校施設や通学路の安全対策等を推進するとともに、防災対策を推進し、子どもが安全・安心に暮らせる生活空間を再生する。	国土交通省	○										
安心住空間創出プロジェクト	公的賃貸住宅団地の再生に際して高齢者の生活を支援する施設の整備を緊急的に促進するための事業を創設するとともに、地域に必要とされる社会福祉施設等の整備を促進するため、既設公営住宅の除却費及び入居者の移転費を助成対象に追加する。	国土交通省											○
あんしん賃貸支援事業	高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の登録、当該物件の情報提供、居住支援等を行う。	国土交通省											○
住宅市街地基盤整備事業	土地の有効利用及び居住環境の改善による住宅供給並びに既存の住宅ストックの活用を促進する公共施設等の整備を行い、良好な居住環境の形成を図る。	国土交通省											○
高齢者等の住み替え支援制度	高齢者世帯の持ち家等を借り上げ、規模の大きい住宅を望む子育て世帯等に提供し、高齢者の高齢期に適した住まいへの住み替え等を支援する。	国土交通省											○
優良田園住宅制度	農山村地域等における優良な住宅の建設を促進することにより健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る優良田園住宅について、住宅の建設、関連する公共施設等の整備等を行う。	国土交通省											○
小規模住宅地区改良事業	不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の改善を図るため、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設、建築物の敷地の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与する。	国土交通省											○
空き家再生等推進事業	過疎地域等において持続可能な地域づくりを進めるため、空き家等の活用による地域活性化の取り組みを支援し、地域コミュニティの維持・再生を図る。	国土交通省											○

木造住宅の振興	木造住宅振興の取組として、 ①木造住宅関連事業者の供給体制整備、地域建材を活用した住宅の普及推進、これらの担い手の育成など、事業者間の連携による取組を通じ、地域の木造住宅関連産業の競争力強化、木造住宅市場の活性化を図る事業を拡充。 ②喫緊の課題である既存住宅の耐震改修の促進や建築確認・検査制度の見直しへの対応について、木造住宅生産の主要な担い手である中小住宅生産者等の技術力の向上等を図り、木造住宅の安全性・信頼性の向上を図る事業等を実施。	国土交通省					○ ○
住宅の長寿命化の推進	(予算措置) 住宅の長寿命化を推進するため、モデル事業の実施、住宅履歴情報の整備、地域の住宅関連事業者の連携、NPO等の活動を支援するなど、住宅の建設、維持管理、流通時等の各段階における総合的な施策を実施。 (法制度の整備) 長期優良住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度や、認定を受けた計画に係る住宅の流通を促進させる制度の創設等の措置を講ずるための「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行に向けた関連の政省令等の整備。 (税制措置) 長期優良住宅を新築又は取得した場合に、所得税を軽減する措置の創設。	国土交通省					○ ○
バリアフリー環境整備促進事業	バリアフリー法に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行う。	国土交通省					○
暮らし・にぎわい再生事業	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共施設等の都市機能等の導入を図る。 平成21年度においては、地方都市における敷地面積要件の緩和、既存建築物も含めた施設購入方式の導入等を行い、中心市街地における公共施設や居住施設等の都市機能の集積を強力に推進することにより、中心市街地活性化のさらなる促進を図る。	国土交通省					○
優良建築物等整備事業	老朽マンションのスラム化を防止し、良好な居住環境の確保を図るため、耐震化、バリアフリー化等、居住ニーズにあったストックへの再生を支援する	国土交通省					○
中心市街地共同住宅供給事業	中心市街地活性化法に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。	国土交通省					○
街なか居住再生ファンド	地域金融機関によるノンリコースローン供給促進のための新たなスキームに対する出資を行う。（「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」で20年度内に速やかに実施と位置付けられている。） 地方都市における住宅整備事業等に係る資金調達の円滑化を図るため地方公共団体の支援要件を緩和とする。	国土交通省					○
民間再開発促進基金	老朽マンションの建替えを促進し、優良なマンションストックの形成を図るため、民間再開発促進基金による債務保証対象事業を拡充する。（「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」）	国土交通省					○

住宅・建築物安全ストック形成事業	既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、それぞれ個別に実施してきたアスベスト改修事業及び耐震改修事業を廃止し、一体的な制度として住宅・建築物安全ストック形成事業を創設し、安全性に問題のある住宅・建築物の調査・設計・改修等への支援を行う。	国土交通省							○			○
街なみ環境整備事業	歴史的風致形成建造物等の保全・活用等を支援することにより、良好な街なみの維持・再生を推進する。	国土交通省					○	○				○
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	防災街区整備事業による公共施設整備に係る補助の合理化、及び共同建替えの敷地面積要件の緩和等を実施することにより、密集市街地の整備促進を図る。	国土交通省						○				○
21世紀都市居住緊急促進事業	良好な子育て環境への配慮や地球環境問題といった政策課題に先導的に対応した質の高い住宅を整備する事業の施行者等に対して助成を行うことにより事業の緊急的な促進を図る。	国土交通省						○		○		○
住宅・建築物省CO2推進事業	省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築物プロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、住宅・建築物における省CO2対策を強力に推進する。	国土交通省						○		○		○
長期優良住宅等推進環境整備事業	長期優良住宅等実現の環境整備のための担い手の育成を図るため、住替え・2地域居住の推進及び良好な居住環境の整備の推進に取組む住民組織・NPO等に対する助成を行う。	国土交通省						○				○
住宅市街地総合整備事業(拠点開発型・街なか居住再生型)	既存市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を行うため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。	国土交通省						○				○
特定優良賃貸住宅、高齢者優良賃貸住宅に係る権限の委譲	市町村が地域の住宅政策を総合的に推進できるようにするため、都道府県知事は、市町村が地域住宅計画に記載した特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備事業に係る事務について、当該市町村の長が行うことができることとしている。	国土交通省										○
住宅のバリアフリー改修促進税制	高齢者等が一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税を軽減する措置の延長。	国土交通省										○
高齢者の居住安定確保促進税制	高齢者向け優良賃貸住宅を供給した場合に、所得税等を軽減する措置を延長するとともに、一定の認定支援施設と一体として整備された支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅を供給した場合について拡充。	国土交通省										○
新築住宅に係る固定資産税の減額措置	新築住宅に係る固定資産税の減額措置(3年間1/2等)を適用。	国土交通省										○
不動産取得税の特例措置	週末用郊外型住宅等について、不動産取得税の特例措置(1,200万円控除等)を適用。	国土交通省										○
良質な住宅への投資を促進するための緊急措置の創設等	既存住宅の省エネ改修・バリアフリー改修・耐震改修を行った場合には、所得税額を軽減する措置の創設等。	国土交通省										○
住宅ローン減税	住宅の取得等をするための借入金がある場合、所得税額を軽減する措置の延長とともに、個人住民税額も軽減する等の拡充を行う。また、長期優良住宅を取得等した場合には、前述の措置を拡充する。	国土交通省										○

省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及	改正エネルギーの使用の合理化に関する法律により住宅・建築物分野における一層のエネルギーの使用の合理化を図るため、一定の中小規模の建築物に係る省エネ措置の届出義務化等の措置を講ずる。	国土交通省																		○
総合的な環境性能評価手法(CASBEE)による環境に配慮した住宅・建築物の普及促進	住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す評価ツールを活用し、地域の創意工夫による環境に配慮した住宅・建築物の普及を促進する。	国土交通省																		○
鉄道貨物輸送力の増強	東海道・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う。	国土交通省											○							○
整備新幹線整備事業	国土の骨格となる高速交通機関を整備し、地域活性化や地域間の連携強化を促進するため、整備新幹線の整備を推進する。	国土交通省											○							
幹線鉄道等活性化事業(高速化)	在来線の高速化を、沿線のまちづくり事業と連携して実施することにより、相乗的な沿線地域の活性化を図る。	国土交通省											○							○
中央新幹線新線調査	中央新幹線について、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、建設に関し必要な調査を実施する。	国土交通省											○							
都市鉄道の利便増進	概成しつつある都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する。	国土交通省											○							○
成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善に関する調査	成田・羽田両空港の一体的活用を推進し、首都圏の国際競争力を維持・強化していく観点から、成田・羽田両空港間のアクセス50分台、都心と両空港間へのアクセス30分台以内の実現を目指し、平成22年度完成予定の成田新高速鉄道等の既存ストックを最大限活用することを前提に、短絡線の整備を含め、首都圏空港として相応しいアクセス改善のための調査・検討を実施する。	国土交通省											○							○
地方鉄道の活性化	地域公共交通活性化・再生法に基づく公有民営方式による上下分離スキーム等、地域の意欲的な取組に対して重点的な支援を行う。地域公共交通活性化・再生法に基づく再構築事業等を実施する路線に係る税制支援を行う。	国土交通省											○							
空港アクセス鉄道等の整備	空港アクセス鉄道等の新線建設等に要する費用の一部を補助し、整備を推進する。	国土交通省											○							○
地下高速鉄道の整備	地下高速鉄道の新線建設・大規模改良工事等に要する費用の一部を補助し、整備を推進する。	国土交通省											○							○
貨物線の旅客線化	大都市圏における貨物鉄道線の旅客線化に要する費用の一部を補助し、整備を推進する。	国土交通省											○							○
鉄道駅のバリアフリー化の推進	本格的高齢社会の到来、障害者の社会参加の要請の高まり等を背景に、高齢者や障害者が鉄道または軌道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄道事業者等に対して、駅におけるバリアフリー化設備の整備に要する経費の一部を補助する。	国土交通省																		○
フリーゲージトレインの技術開発	フリーゲージトレイン実用化に向けての技術開発を推進する。	国土交通省											○							

環境対応・省力化に資する鉄道システムの開発	鉄道分野における、省エネ車両や高効率電力設備等の技術開発、省力化、低コスト化等に係る技術開発を行う。	国土交通省										○
鉄道施設総合安全対策事業	今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急的実施を図る。また、地方鉄道の橋りょうやトンネル等の規模の大きい施設に対し、老朽化対策のための改良・補修を行う。	国土交通省										○
鉄道防災事業	旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備であって、その効果が単に鉄道の安全確保に寄与するのみならず、住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業等を推進する。	国土交通省										○
鉄道駅総合改善事業	鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、市街地再開発事業、土地区画整理事業、自由通路の整備等都市側の事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等を行い、駅機能を総合的に改善するなど、地域の中心である鉄道駅及びその周辺を整備することにより地域の活性化を図る。	国土交通省										○
幹線鉄道等活性化事業(乗継円滑化)	鉄道路線間の乗り継ぎ負担を軽減するために、相互直通運転化等の事業を実施し、旅客の利便性の向上を図ることを通じて、地域の鉄道網の利便性を向上させ、地域の活性化を図る。	国土交通省										○
ICカード乗車券の相互利用化の促進	鉄道事業者によるICカード乗車券の相互利用化を推進し、乗り継ぎ時間の短縮、券売機での混雑・不便の解消といった、移動制約者を含めた利用者の利便性を向上させる。	国土交通省					○					○
公共交通移動円滑化事業	本格的な高齢社会の到来や、マイカー普及の進展に伴う都市部の交通渋滞等の諸課題に対応し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者等の移動制約者を含めた誰もが公共交通機関を円滑に利用できるようするため、公共交通機関の利便性の向上を図る施策として、ノンステップバスの導入、福祉輸送普及促進モデル事業に要する費用の一部を補助。	国土交通省					○					○
交通バリアフリー設備の整備促進のための特例措置(法人税、所得税)	高齢者・障害者等がバスを安全かつ容易に利用できるようにするため、ノンステップバス等の施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度。	国土交通省					○					○
地方バス路線維持対策	地域住民の足として必要不可欠な生活交通を維持・確保するため、広域的・幹線的なバス路線について都道府県と協調して補助する。	国土交通省					○					○
バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置(自動車取得税)	地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を維持するため、バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両にかかる特例措置を設ける。	国土交通省					○					○
バス産業将来ビジョン策定調査	地域住民の生活交通として必要なバス事業について、過疎化や都市構造の変化により輸送人員が減少し、路線の維持が厳しい状況となっていることから、バス事業が抱える課題及びそれを取り巻く環境の変化と今後の見通し等長期的な経営構造の変化を分析し、安定的なバス事業の実現に必要な環境のあり方等を検討する。	国土交通省					○					○
中小企業投資促進税制	中小企業者の設備投資を促進するため、中小トラック事業者が貨物車両等を取得した場合の所得税、法人税に係る特例措置。	国土交通省					○					

<p>「一部再掲」車両の安全対策の推進</p>	<p>道路運送車両の保安基準の見直し等を行うため、事故の分析等の充実を図るとともに、通信利用型安全運転支援システムの一部実用化を目指すなど、先進安全自動車(ASV)プロジェクトの推進を図る。また、ASVの技術のうち大型車用衝突被害軽減ブレーキについて、その取得に対する補助制度を継続する。</p>	国土交通省								○
<p>地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発</p>	<p>自動車メーカー、交通事業者等と連携し、高齢者等に優しく地域のニーズに応じた、バス・タクシーのバリアフリー車両の開発を行う。</p>	国土交通省								○
<p>自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業</p>	<p>自動車交通の安全性の向上を図るため、自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立し、バス等公共交通機関の利用促進に資するオムニバスタウンの整備をはじめ、日本型BRTの導入等について地方公共団体と協調して支援する。 また、大型貨物自動車による追突事故の被害軽減に有効な衝突被害軽減ブレーキの導入を支援し、その普及を促進する。</p>	国土交通省					○		○	
<p>低公害車普及促進対策</p>	<p>大都市地域等における大気汚染対策、地球温暖化対策及び原油価格高騰対策の観点から、トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNG・バス・トラック等の導入に対する支援を行うことにより、低公害車等の普及を促進し、大気環境等の改善を図る。</p>	国土交通省							○	
<p>ITを活用したトラック事業者の低燃費運転・配送の効率化支援</p>	<p>トラックに起因する環境負荷の低減及びトラック運送の省エネルギー化を図るため、同一地域内において走行するトラックが、ITを活用して相互にプローブ情報(車両位置、走行速度等)を提供・入手することにより、最適経路での運送を通じた、低燃費運転・配送の効率化を図る。</p>	国土交通省						○		
<p>次世代低公害車開発・実用化促進事業</p>	<p>「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月)に規定された「次世代自動車について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入する」という目標の実現を目指し、さらに、原油価格高騰等の課題にも対応するため、次世代の運輸エネルギーを利用し、また環境性能を格段に向上させた次世代低公害車(大型トラック、バス)の開発・実用化を促進する。</p>	国土交通省							○	
<p>離島航路維持・構造改革支援補助金</p>	<p>「離島航路整備法」に基づき、離島航路の維持・改善を図るため、離島航路補助事業者に対し、その経営により生じる欠損について所要の補助を行うとともに、離島航路の運営体制の抜本的な改革を行う離島航路補助事業者に対して補助を行う。</p>	国土交通省				○				
<p>内航海運省エネ化促進調査事業</p>	<p>燃費向上・CO2削減効果のある設備、操船技術の普及促進に資する実証実験や人材の高度化、個別の船舶の省エネ診断診断方法の確立の取組みを支援するとともに、省エネ効果・環境負荷低減効果の高い船型の調査・開発を行う。</p>	国土交通省							○	
<p>「海の駅」の多機能化・連携支援事業</p>	<p>マリソルジャーや地域活性化の拠点として活用されている「海の駅」の多機能化及び連携強化を推進する。</p>	国土交通省			○	○				
<p>船員確保・育成等総合対策事業</p>	<p>・改正海上運送法に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援。 ・従来「船員就業フェア」として開催していた就職面接会及び企業説明会等に加え、船員の職業や内航海運の実態等の講演を行う船員の就職セミナーの開催等「海へのチャレンジフェア」とし名称変更し、海事産業のPRを積極的に実施。 ・人材の確保・育成のための各種事業が行われると認められた地域における活動の一部を国の直轄事業として実施する「海のまちづくり」や海事産業の将来を担う青少年に海の仕事の魅力や重要性などについて理解を深めてもらうための施策について、国と関係者が連携して行う次世代人材育成事業を実施。</p>	国土交通省								○

海洋環境イニシアティブ	船舶産業は、雇用面等において地方経済を支える重要な産業である。近年、技術力等での中国・韓国との追い上げ及び産業基盤である人材の高齢化が進んでいることから、 ①高効率船舶の技術開発（CO2排出量30%削減を目標） ②高効率船舶普及促進のための国際標準化戦略 ③海洋環境技術基盤支援事業（人材育成）を一体的、集中的に実施（海洋環境イニシアティブ）し、産業の国際競争力を確保するとともに、地方経済を中心に我が国経済社会の活性化に貢献する。	国土交通省									○
海岸保全施設整備事業	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的として、海岸保全施設の整備を実施する。	国土交通省									○
東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（川崎港東扇島地区）の運用体制の強化	首都直下地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、港湾広域防災拠点支援施設を適切に維持管理し、非常災害時に備えた訓練を実施し、運用体制の強化を図る。	国土交通省									○
京阪神都市圏基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）の整備	東南海・南海地震や近畿圏の内陸直下型地震等の大規模災害に対応するため、堺泉北港堺2区において緑地等を整備する。	国土交通省									○
大規模災害発生時に港湾の機能を確保するための事業継続計画（BCP）の策定	東南海・南海地震や近畿圏の内陸直下型地震等の大規模災害時に堺泉北港堺2区の基幹的広域防災拠点の機能を確保するため、港湾関係者の協働による事業継続計画（BCP）を策定する。	国土交通省									○
耐震強化岸壁等の整備	人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送を確保するため、耐震強化岸壁等を整備する。	国土交通省									○
港湾施設の戦略的維持管理の推進	高度経済成長時代に集中投資した港湾施設について、老朽化が進行することから、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、施設の長寿命化等に資する計画の策定を推進し、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を促進する。	国土交通省									○
国際貨物の陸上輸送距離削減	国際海上コンテナターミナルや多目的国際ターミナルを整備し、国際貨物の陸上輸送距離を削減することにより、二酸化炭素排出量の削減を図る。	国土交通省							○		○
国内貨物の陸上輸送距離削減	内貿ユニットロードターミナルを整備し、国内貨物の陸上輸送距離を削減することにより、二酸化炭素排出量の削減を図る。	国土交通省							○		○
港湾機能高度化施設整備事業	平成20年度の取組に加え、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に資するため、観光圏整備事業と連携して、その玄関口として相応しい旅客ターミナルの整備を推進する。	国土交通省						○	○		
離島地方港湾整備事業	離島における船舶の大型化、就航率の向上等のために防波堤、航路、泊地、係留施設等の整備を推進する。	国土交通省									○
多目的国際ターミナル等の整備	海上輸出入貨物の大部分を占め、我が国の国民生活や基幹産業を支える鉄鉱石、石炭、穀物等のばら積み貨物や機械の安定的かつ低廉な輸送を確保し、地域の経済と雇用を支援するため、多目的国際ターミナルの整備等を推進する。	国土交通省	○							○	

みなとオアシス	「みなとオアシス」の認定や登録港への各種支援を通じて、港を核とした住民参加型の地域活性化の取組を支援することにより、地域のにぎわい創出を図る。	国土交通省			○	○						
住民参加型まちづくり ファンド支援業務(みなと づくりへの活用)	地域の特色あるみなとづくりの推進を図るため、みなとづくり事業への助成を行う住民参加型まちづくりファンド(公益信託、公益法人、市町村長が指定するNPO等の非営利法人又は地方公共団体が設置する基金)に対して、(財)民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行う。	国土交通省			○	○						
港における観光振興支援	国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するため、快適な旅客ターミナル等の整備を行い、観光客の移動の快適化を図る。	国土交通省				○						
東京国際空港(羽田)の 再拡張事業等	新たに4本目の滑走路等を整備するとともに、既存空港施設の機能強化を図ることで、地域と首都圏の航空ネットワークを拡張し、連携機能を強化する。	国土交通省				○						
大都市圏拠点空港の整備	羽田空港の再拡張事業等、成田国際空港の北伸による平行滑走路2、500m化事業、関西国際空港の完全24時間化によるフル活用に向けた取り組み、中部国際空港の国際競争力強化の観点から需要拡大等に向けた調査等の大都市圏の拠点的な空港の整備等を推進する。	国土交通省				○						
一般空港等の整備	滑走路の延長等は、航空ネットワークの充実のため継続事業を着実に推進し、既存空港の施設は、その機能確保を確実に行う。	国土交通省				○						
空港等機能高質化事業	就航率向上事業、空港機能高度化事業、物流機能高度化推進事業、空港を核とした観光交流促進など、既存ストックを活用した空港等機能の高質化のための事業を推進するとともに、空港までのアクセス改善等の利便増進を推進することにより、空港後背圏地域の地域競争力強化、空港利用者の利便増進を図る。	国土交通省				○						
航空路施設の整備	航空交通の安全確保を最優先としつつ、交通量の増大やユーザーニーズの多様化に適切に対応するために、次期管制システムの整備等により航空交通容量の拡大を図り、航空ネットワークの拡充に寄与する。	国土交通省				○						
空港等の耐震対策	空港等の耐震対策を計画的に実施し、地震災害時における空港機能の確保を図ることにより、航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことにより、活性化を図る。	国土交通省				○						
離島の航空輸送の確保	離島航空路線に就航する航空機に対する運航費補助及び衛星航法を促進し、離島空港における就航率の向上を図るため、衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費補助の対策を講じて、離島航空路線の維持、活性化等を図る。	国土交通省				○						
航空自由化の推進	引き続き、他のアジア各国との間でも同様の航空自由化に合意できるよう努めることとしている。欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行うこととしている。	国土交通省				○						
3PL事業促進のための 環境整備	本省に3PL事業促進協議会本部(仮称)を設置するとともに地方運輸局単位で3PL推進ワーキンググループを立ち上げ、3PL事業に関与するプレイヤー間の意見交換やマッチングの場を提供することにより、各プレイヤーの円滑な連携を実現させ、3PL事業促進のための環境整備を図る。	国土交通省	○									

